

熊本都市計画区域マスタープラン の見直しについて

～ 第3回 検討委員会～

令和7年7月8日
熊本県 土木部 都市計画課

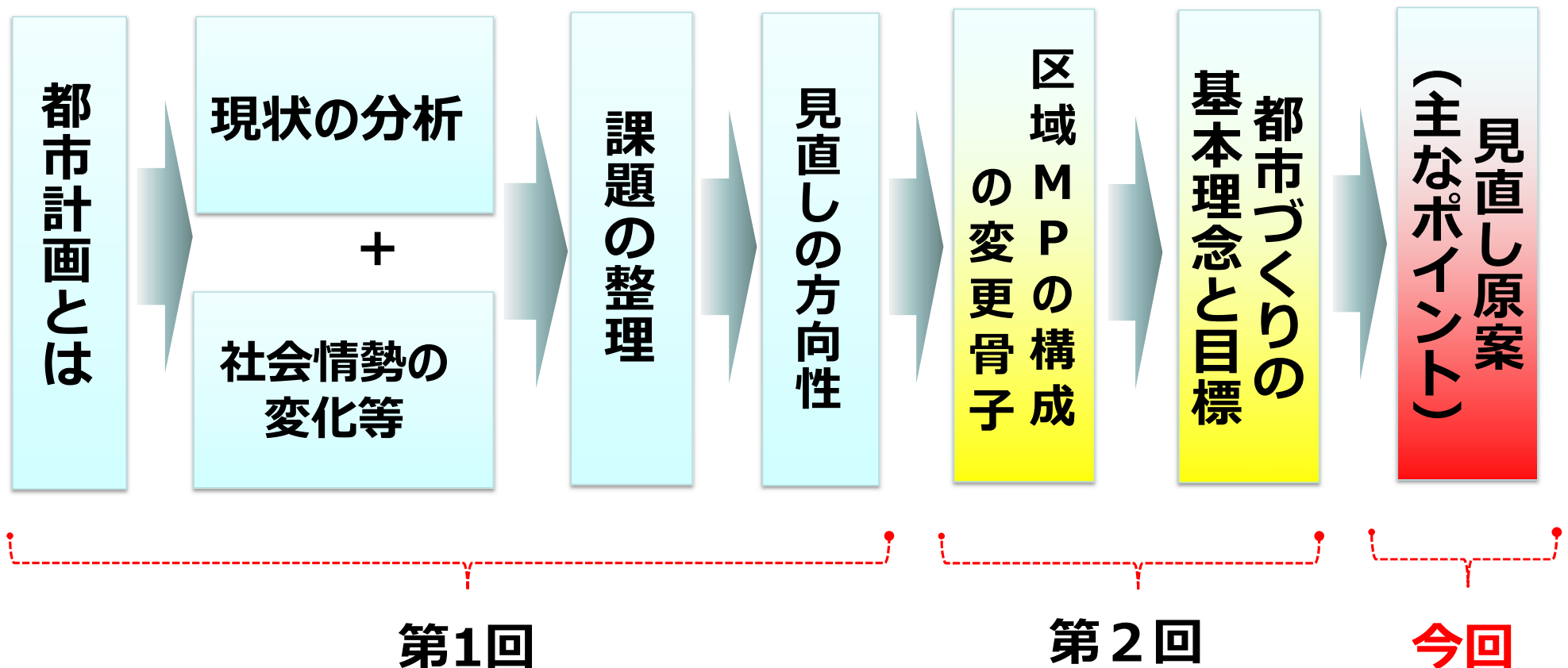
1. これまでの振り返り

**2. 第2回検討委員会及び
パブリック・コメントのご意見とその対応**

3. 主な見直しのポイント

4. 今後の予定

1. これまでの振り返り



都市計画とは（都市計画法）

◆法の目的（法第1条）

- ・都市の健全な発展と秩序ある整備
⇒ 国土の均衡ある発展・公共の福祉の増進

◆都市計画の基本理念（法第2条）

- ・農林漁業との健全な調和
- ・健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保
- ・適正な制限のもとに土地の合理的な利用

◆都市計画の定義（法第4条）

- ・土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画

都市計画区域マスタープランとは

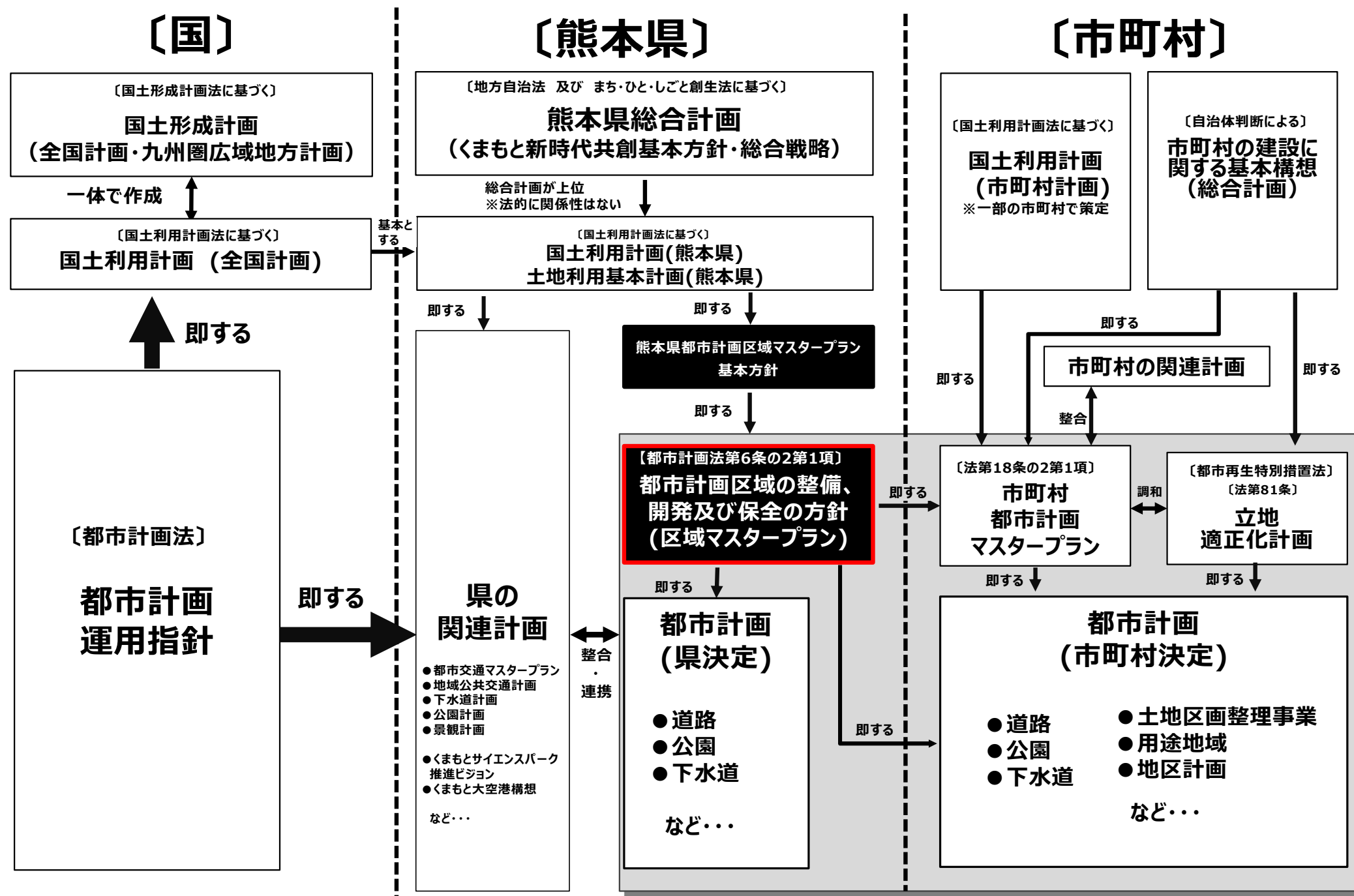
（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- **中長期的視点に立った**都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、または**都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの**として定めるもの
- 提示した都市の将来像により都市づくりの方向性について合意形成を図るために創設された制度

都市計画区域マスタープランと関連計画との関係性

【凡例】
 → : 即する
 ⇔ : 調和 又は 整合



	熊本都市計画区域における現状	赤字：主な問題点
地形・地勢	・市街地を含む南部において標高的に水部に該当する土地が広く存在。	
人口	・<u>将来推計人口はR7年まで増加し、その後は減少する見込み</u>。少子高齢化は進展。 ・<u>人口が増減する市町が混在しており、DID（人口集中地区）内の人口密度の低下がみられる（既存市街地の低密度化）</u>。 ・将来的には区域全体的に人口減少傾向（特に市街化調整区域での減少が大きい）。一部の市町では、増加する地域もみられる。	
産業動向	・製造品出荷額等は増加傾向。事業所数は減少傾向であったが、R4年度は持ち直している。 ・卸売業・小売業の商品販売額、従業者数はともにH24年まで減少傾向で、以降は増加傾向。事業所数はH24年以降横ばい。	
都市防災	・<u>市街化区域内にも災害ハザードエリア（レッドゾーン）が存在。</u> ・<u>洪水浸水想定区域（イエローゾーン）が市街化区域内にも広く存在。</u>	
土地利用	・H27年からR2年までの5年間で、<u>市街化区域の面積割合が増加したのに対し、人口割合は微減</u>。 ・<u>新築着工は、市街化調整区域の割合が年々増加</u>。宅地開発や農地転用の動向も、市街化調整区域の方が多い。 ・<u>空き家が、熊本市では市街化区域内で増加（スポンジ化）</u>。他市町では市街化調整区域(特に集落内開発区域内)で増加。	
交通	・熊本市内を中心に発生する<u>慢性的な交通渋滞</u>（政令指定都市ワースト1位の渋滞箇所数・DID内自動車平均旅行速度）。 ・<u>公共交通機関利用者の減少</u>、乗合バスの系統数・輸送人員・走行キロも減少傾向。 ・<u>2市3町の移動量はH9年からH24年で、約1.2倍増加（自動車利用が最多：自動車への依存度が高く、低い公共交通の分担）</u>。	
都市施設	・<u>主要都市施設等の整備率について、いずれも進捗しているが目標値は未達成</u>。 ・【都市計画道路】改良率は約81%、計画延長のうち50km以上が未改良。 ・【都市公園】全252箇所：総計画面積534.4haは、概ね計画通りに供用。 ・【公共下水道】都市計画決定された約1.36万haのうち、供用率は88%（約1.21万ha）。	
市街地開発	・【土地区画整理事業】各市町で合計71事業が実施され、現在9事業が施工中。 ・【市街地再開発事業】熊本市のみ6事業が実施され、すべて完了。	
財政	・歳入・歳出の総額は、増加傾向（R3は減少）。歳入の国庫支出金の比率が増加し、 <u>国への財源依存が進行</u> 。	

自然災害への対応

平成28年熊本地震



▲ 益城町

令和2年7月豪雨



▲ 人吉市上青井町

世界的な半導体企業の進出に伴う影響

TSMC

- 建設場所：菊陽町原水
- 稼働開始：2024年2月
- 設備投資額：約86億米ドル
- 雇用者数：約1,700人



半導体関連産業の集積

県内の半導体関連企業では、TSMC進出決定後に設備投資を進めている。

- 東京応化工業(株)
- 東京エレクトロン九州(株)
- 三菱電機(株)
- NRS(株)
- (株)JCU など

近年の国の動向

※都市計画基本問題小委員会

下線部：キーワード

①多様な暮らし方・働き方に応じた実効性のある
コンパクト・プラス・ネットワークの取組み

- ✓ 日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の魅力の向上
- ✓ 公共交通軸の確保とまちづくりの取組の連携
- ✓ メリハリのある土地利用のコントロール

②広域・施策横断的な都市計画の取組み

- ✓ 市町村の役割や権限等に配慮しつつ、広域的な観点等から技術的な支援を行う
- ✓ 国土形成計画等の上位・関連計画と整合を図った広域の視点からの都市構造の実現

③まちづくりGX

- ✓ ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなど世界的な潮流に対応したまちづくり
- ✓ 都市の緑地の確保や森林の整備・保全、都市におけるエネルギーの有効活用

④社会の変化に対応した柔軟なまちづくり

- ✓ 都市施設の再構築に向けた制度の効果的な活用
- ✓ 都市施設の適切なマネジメント
- ✓ 社会のニーズに対応した市街地整備事業の推進
- ✓ 時間軸を踏まえた、立地適正化計画の柔軟な運用

⑤多様な地域における継続的なエリアマネジメント

- ✓ エリアマネジメント団体等が事業性を確保できる制度の柔軟化
- ✓ 市街地整備事業完了後においても継続的なエリアマネジメントが維持される取組み

⑥都市に関わるデータの取得、デジタル技術の活用

- ✓ データの利用やデジタル技術の利活用
- ✓ スマートシティの取組強化や都市計画に関するデータのデジタル化・オープン化

熊本都市計画区域の現状

人口はR7年以降減少

既成市街地の人口密度低下

市街化区域内にハザードエリアが存在

市街化調整区域の新築着工割合が年々増加

市街地における空き家の増加（スポンジ化）

熊本市内を中心に恒常的な交通渋滞

公共交通機関利用者の減少

主要都市施設等整備率について、いずれも進捗が見られるが目標値は未達成

国への財源依存が進行

社会情勢の変化等

H28熊本地震や令和2年7月豪雨といった大規模自然災害の経験・教訓

半導体関連産業の集積

コンパクト・プラス・ネットワーク

広域・施策横断的な都市計画の取組

まちづくりGX

社会の変化に対応した柔軟なまちづくり

持続可能なエリアマネジメント

デジタル技術の活用

熊本都市計画区域における課題

赤字：キーワード

① 将来の人口動向を見据えたコンパクトな都市づくり

- ☑人口減少・少子高齢化の進行
- ☑人口密度の低下
- ☑市街地の拡散
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑多様な暮らし方・働き方の変化

② 居住・都市機能を誘導するための適切な土地利用コントロール

- ☑空地、空家の増加
- ☑所有者不明土地の増加
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑自然環境への影響
- ☑市街化区域内にハザードエリアが存在

③ 都市施設の計画的整備と広域的な都市機能の適正配置

- ☑都市施設等の老朽化・陳腐化
- ☑財政負担の増加
- ☑都市施設等整備率の目標値が未達成

④ 都市の骨格となる公共交通軸の維持・強化

- ☑恒常的な交通渋滞
- ☑公共交通機関利用者の減少
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑コロナ禍を契機とした経営悪化

⑤ 低未利用地（空地、空家）の整序

- ☑空地、空家の増加
- ☑所有者不明土地の増加
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑都市アセットの活用における採算性及び担い手の確保

⑥ 熊本地震や令和2年7月豪雨等の大規模災害の経験・教訓をふまえた対応

- ☑市街化区域内にハザードエリアが存在
- ☑頻発・激甚化する自然災害
- ☑空地、空家の増加
- ☑所有者不明土地の増加
- ☑都市施設等の老朽化・陳腐化
- ☑財政負担の増加

⑦ 新たな産業動向への対応と農業振興・自然環境に配慮した都市づくり

- ☑産業集積に伴う農地との調整
- ☑自然環境への影響
- ☑労働者の住まいの確保
- ☑恒常的な交通渋滞

⑧ マネジメントサイクルによる都市計画の円滑な推進

- ☑社会経済情勢の変化の加速化
- ☑都市施設等の老朽化・陳腐化
- ☑財政負担の増加
- ☑都市アセットの活用における採算性及び担い手の確保

熊本都市計画区域における課題

赤字：キーワード

① 将来の人口動向を見据えたコンパクトな都市づくり

- ☑人口減少・少子高齢化の進行
- ☑人口密度の低下
- ☑市街地の拡散
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑多様な暮らし方・働き方の変化

② 居住・都市機能を誘導するための適切な土地利用コントロール

- ☑空地、空家の増加
- ☑所有者不明土地の増加
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑自然環境への影響
- ☑市街化区域内にハザードエリアが存在

③ 都市施設の計画的整備と広域的な都市機能の適正配置

- ☑都市施設等の老朽化・陳腐化
- ☑財政負担の増加
- ☑都市施設等整備率の目標値が未達成

④ 都市の骨格となる公共交通軸の維持・強化

- ☑恒常的な交通渋滞
- ☑公共交通機関利用者の減少
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑コロナ禍を契機とした経営悪化

⑤ 低未利用地（空地、空家）の整理

- ☑空地、空家の増加
- ☑所有者不明土地の増加
- ☑市街地のスポンジ化
- ☑都市アセットの活用における採算性及び担い手の確保

⑥ 熊本地震や令和2年7月豪雨等の大規模災害の経験・教訓をふまえた対応

- ☑市街化区域内にハザードエリアが存在
- ☑頻発・激甚化する自然災害
- ☑空地、空家の増加
- ☑所有者不明土地の増加
- ☑都市施設等の老朽化・陳腐化
- ☑財政負担の増加

⑦ 新たな産業動向への対応と農業振興・自然環境に配慮に配慮した都市づくり

- ☑産業集積に伴う農地との調整
- ☑自然環境への影響
- ☑労働者の住まいの確保
- ☑恒常的な交通渋滞

⑧ マネジメントサイクルによる都市計画の円滑な推進

- ☑社会経済情勢の変化の加速化
- ☑都市施設等の老朽化・陳腐化
- ☑財政負担の増加
- ☑都市アセットの活用における採算性及び担い手の確保

＜見直しの方向性（案）＞

赤字：主な課題

- 現行計画の構成を基本とし、都市計画区域の現状及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、以下の3つの基本的な方向性のもと、見直しを行う。

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

- 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨での経験・教訓を活かし、住民の生命、財産を守るため、**災害リスクを考慮した土地利用**や**防災減災のための施設整備**、**一人ひとりの防災意識の向上**など災害に強い都市の形成を図るための取組みが必要。
- 災害発生後にも日常生活や社会経済活動が継続されるよう、広域的な視点と地域の特性に応じたきめ細かな視点で、**あらかじめの事前復興**を考えておくことが必要である。

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】

- 少子高齢化が今後進行することが予測されるため、**コンパクトシティ政策の充実**（市街化調整区域における土地利用方針等）、立地適正化計画制度の適切な運用及び公共交通計画との連携、**まちづくりGX**や**デジタル技術を活用**した多様なライフスタイルに対応**様々な主体の参画による都市計画制度の運用**等が必要である。

3. 世界的な半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応

【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、⑦産業動向、農業振興・自然環境に配慮】

- 世界的半導体企業の進出を契機として、**自然環境や農地に配慮**した上で、**更なる企業集積**や、人口増加に対応する**市街地整備**、産業拠点を支える**都市基盤の整備**などを促進する。

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、 誰もが安心して暮らせる 持続可能 で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「 災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる 都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「 さまざまな交流を促進する 快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した 環境と共生する 都市づくり」 「住民と行政 等 が 共創 により取り組む まち づくり」 3）<u>広域圏の将来像</u> 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

見直しの方向性1,2,3を踏まえて
基本理念、目標の見直し

ゾーン、拠点、軸の見直し

見直しの方向性 1 を踏まえて修正

見直しの方向性 3 を踏まえて追加

見直しの方向性 1 を踏まえて追加

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 『豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり』 『多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり』 『広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり』 『人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり』 『住民と行政が協働により取り組む都市づくり』 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、 誰もが安心して暮らせる 持続可能で 活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 『 災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる 都市づくり』 『多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり』 『 さまざまな交流を促進する 快適で便利な公共交通優先の都市づくり』 『豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した 環境と共生する 都市づくり』 『住民と行政等が 共創 により取り組む まちづくり 』 3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

見直しの方向性1,2,3を踏まえて
基本理念、目標の見直し

「共創」
くまもとDX グランドデザイン
熊本県

目標1 災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

総合的な防災減災対策の強化

拡

ユニバーサルな社会づくり

交通安全・防犯に配慮したまちづくり

事前復興まちづくり

新

こどもまんなかまちづくり

新

計画的なインフラの維持管理

目標2 多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型の都市づくり

魅力ある多様な拠点の形成

拡

次世代成長産業の立地促進

新

立地適正化計画を活用した民間投資の誘導

新

広域交通ネットワークの強化

拡

産業ニーズに計画的かつアジャイルに対応

拡

IoTやAIを活用したスマートシティの実現

新

目標3 さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり

多様なライフスタイルを実現

拡

域内ネットワークの強化

拡

「価値」「持続性」を高める市街地の更新

新

居心地がよく歩きたくなるまち

新

新たなイノベーションの創出

新

身近なエリアにおける都市機能の充実

拡

目標4 豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり

脱炭素型の都市づくりへの転換

拡

生物多様性への配慮

拡

森林の整備・保全

拡

グリーンインフラの活用促進

拡

都市農地の保全・活用

拡

歴史文化・景観を生かしたまちづくり

目標5 住民と行政等が共創により取り組むまちづくり

持続可能な都市経営

拡

機動的で柔軟な都市設計

新

デジタル技術の活用

新

一人ひとりに寄り添うまち

拡

「共創」のまちづくりの推進

新

県と市町の連携強化

拡

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 『豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり』 『多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり』 『広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり』 『人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり』 『住民と行政が協働により取り組む都市づくり』	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 『災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり』 『多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり』 『さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり』 『豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり』 『住民と行政等が共創により取り組むまちづくり』
3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ	3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ
2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5) 都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

ゾーン、拠点、軸の設定

「広域圏の将来像」の見直しの方針

次の観点を踏まえ、見直しを行う。

- 近年見直しを行った県内の他区域マスの構成と整合を図る。
- 各市町の関連計画で位置付けられた内容の整合を図る。

他区域マス構成

1. 「拠点」の設定 : 都市機能等の集積を図る。 ※各市町の設定している拠点の階層化を整理
2. 「軸」の設定 : 広域的な交流促進及び地域内交流を促進する。
3. 「ゾーン」の設定 : 適切な土地利用を図る。

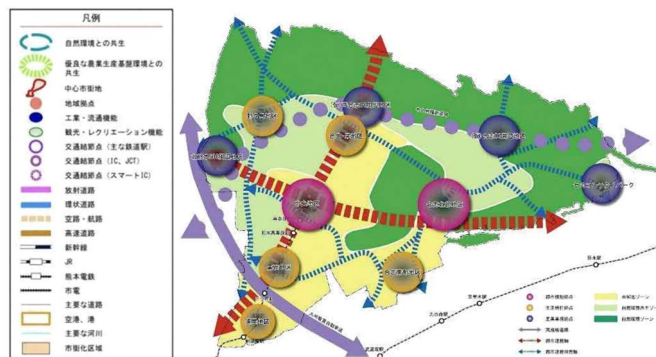
【参考】 熊本都市計画区域を構成する2市3町の将来市街地像

● 熊本市



出典：第2次熊本市都市計画マスタープラン(2020)

● 合志市



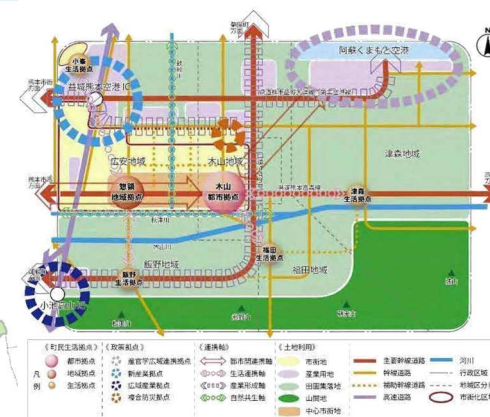
出典：2020合志市都市計画マスタープラン

● 菊陽町



出典：菊陽町都市計画マスタープラン(R7.3)

● 益城町



出典：益城町都市計画マスタープラン(R2)

嘉島町は計画を策定中

1. 「拠点」の設定：都市機能等の集積を図る。

市町が設定している拠点を都市計画区域の範囲で階層化を再整理し、6つの拠点を定める。

現行

見直し案

暮らしを支える拠点

都市の魅力活力

機能特化型の拠点

<広域総合都市拠点>

熊本城周辺から熊本駅に至る地域を、土地利用の更新と高度利用と交通アクセスの向上により、高次都市機能が集積し、域内の交流、広域的な交流を図る拠点

広域総合都市拠点

広域総合都市拠点

赤字：見直し箇所、青字：ポイント

<地域核>

水前寺駅周辺地区、上熊本駅周辺地区、南熊本駅周辺地区、健軍電停周辺地区、島町・上ノ郷地区、御代志駅周辺地区、光の森駅周辺地区、嘉島町役場周辺地区及び益城熊本空港インターチェンジ周辺地区を熊本都市計画区域の目指す「多核連携型都市構造」において、公共交通結節点と生活サービス機能の充実を図る

地域核

都市拠点

<都市拠点>

公共交通結節点と都市機能（商業、医療、行政、教育文化等）の充実を図る拠点

<生活拠点>

子飼地区、武蔵ヶ丘・楠地区、北区役所周辺地区、南区役所周辺地区、城南総合出張所周辺地区、長嶺地区、川尻駅周辺地区、熊本電鉄堀川・須屋駅周辺地区、北部総合出張所周辺地区、城山地区、合志市役所周辺地区、菊陽町役場周辺地区及び益城町役場周辺地区を、周辺住宅市街地の生活の利便に供する

生活拠点

地域拠点

<地域拠点>

周辺住宅市街地の生活利便施設の充実を図る拠点

<広域防災拠点>

阿蘇くまもと空港及び熊本港を大規模災害発生時における緊急物資・人員等の輸送受け入れ拠点等として、熊本県民総合運動公園を、広域防災活動拠点

広域防災拠点

広域防災拠点

<広域防災拠点>

大規模災害発生時における緊急物資・人員等の輸送受け入れ拠点、及び広域防災活動拠点

<工業流通拠点>

阿蘇くまもと空港周辺地区、熊本港臨港地区、熊本流通業務団地地区、国道3号沿道近見地区、植木工業団地地区、富合工業団地地区、城南工業団地地区、セミコンテックパーク地区、高速道路のインターチェンジ（スマートインターチェンジを含む）及び地域高規格道路の一部のインターチェンジ周辺地区を、周辺土地利用との調和を図ったうえで、工業生産、流通業務を計画的に誘導する

工業流通拠点

工業・流通拠点

<工業・流通拠点>

周辺土地利用との調和を図ったうえで、工業生産、流通業務を計画的に誘導する拠点

<広域観光・レクリエーション拠点>

熊本城周辺地区、水前寺公園・江津湖周辺地区、田原坂地区、塚原古墳公園、農業公園カントリーパーク、鼻ぐり井手公園、浮島周辺水辺公園及びテクノリサーチパークを、熊本の歴史文化と自然環境を守り広域的な交流を育む

広域観光・レクリエーション拠点

広域レクリエーション拠点

<広域レクリエーション拠点>

熊本の歴史文化と自然環境を守り広域的な交流を育む拠点、及び広く県民のスポーツ・レクリエーション活動に供し交流を育む拠点

<広域スポーツ・レクリエーション拠点>

熊本県民総合運動公園及びアクアドームを、広く県民のスポーツ・レクリエーション活動に供し交流を育む

広域スポーツ・レクリエーション拠点

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

見直しの方向性1を踏まえて修正

見直しの方向性3を踏まえて追加

●これまで整理した「熊本都市計画区域の課題」と「熊本都市計画区域の目標」を基に、
区域マスの「各種の社会的課題への対応」の内容を再整理する。

赤字：ポイント
青字：委員意見の反映

① 将来の人口動向を見据えたコンパクトな都市づくり

団人口減少・少子高齢化の進行 団人口密度の低下 団市街地の拡散
団市街地のスポンジ化 団多様な暮らし方・働き方の変化 団労働人口の減少

② 居住・都市機能を誘導するための適切な土地利用コントロール

団空地、空家の増加 団所有者不明土地の増加 団市街地のスポンジ化
団自然環境への影響 団市街化区域内にハザードエリアが存在

③ 都市施設の計画的整備と広域的な都市機能の適正配置

団都市施設等の老朽化・陳腐化 団財政負担の増加
団都市施設等整備率の目標値が未達成

④ 都市の骨格となる公共交通軸の維持・強化

団恒常的な交通渋滞 団公共交通機関利用者の減少
団コロナ禍を契機とした経営悪化 団市街地のスポンジ化

⑤ 低未利用地(空地、空家)の整序

団空地、空家の増加 団所有者不明土地の増加 団市街地のスポンジ化
団都市アセットの活用における採算性及び担い手の確保

⑥ 熊本地震や令和2年7月豪雨等の大規模災害の経験・教訓を
ふまえた対応

団市街化区域内にハザードエリアが存在 団頻発・激甚化する自然災害 団空地、空家の増加
団所有者不明土地の増加 団都市施設等の老朽化・陳腐化 団財政負担の増加

⑦ 新たな産業動向への対応と農業振興とのバランスに配慮した
都市づくり

団産業集積に伴う農地との調整 団自然環境への影響 団労働者の住まいの確保
団恒常的な交通渋滞 団農業振興に配慮

⑧ マネジメントサイクルによる都市計画の円滑な推進

団社会経済情勢の変化の加速化 団都市施設等の老朽化・陳腐化 団財政負担の増加
団都市アセットの活用における採算性及び担い手の確保

反映

熊本都市計画区域の課題

現行：「各種の社会的課題への対応」

- (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応（課題①）
- (2) 恵まれた自然環境の維持保全（課題②）
- (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応（課題②、④）
- (4) 都市防災への対応（課題⑥）
- (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応（課題②、③、④、⑤）
- (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成（課題②、④）
- (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり（課題⑧）

再整理

赤字：前回からの変更点

見直し(案)：「各種の社会的課題への対応」

- (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応（課題①）（目標1,3）**拡**
- (2) 恵まれた自然環境の維持保全（課題②）（目標4）
- (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応（課題②、④）（目標(1,4)）**拡**
- (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応（課題⑥）（目標1）**拡**
- (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応（課題③、④、⑤）（目標1）
- (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成（課題②、④）（目標4）
- (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 **新**
課題③、⑦）（目標2）
- (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり（課題⑧）（目標5）**拡**

赤字：前回からの変更点

目標1

「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」

目標2

「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」

目標3

「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」

目標4

「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」

目標5

「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」

反映

熊本都市計画区域の目標

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

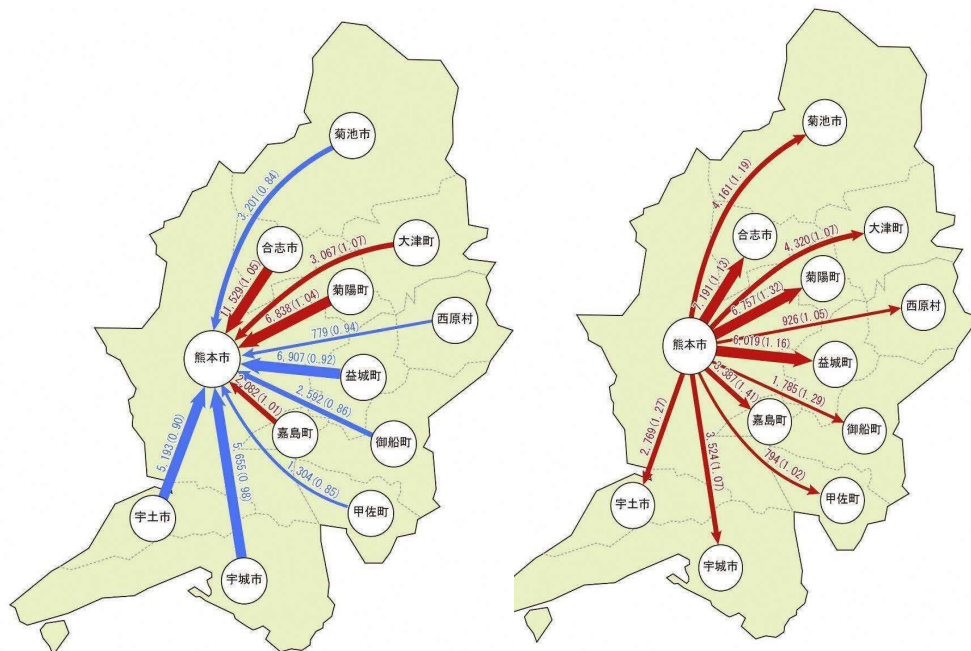
現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり
5）都市計画区域の広域的位置づけ	5）都市計画区域の広域的位置づけ
2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針	2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針
3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 （1）基本方針 （2）都市防災への対応方針
4.都市計画の進行管理	4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

- **隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通し**を踏まえ、本区域の**広域的位置づけ等**について記述する。

他都市計画区域との連携

- 本区域は、**県内でも中枢となる都市計画区域**
- **社会経済活動の広域化**が進展
(熊本市から周辺区域への通勤・通学等の交通流動が増加)
- **周辺区域と連携し、整合の取れた都市づくり及び都市計画の推進が必要**



【周辺から熊本市への移動】

【熊本市から周辺への移動】

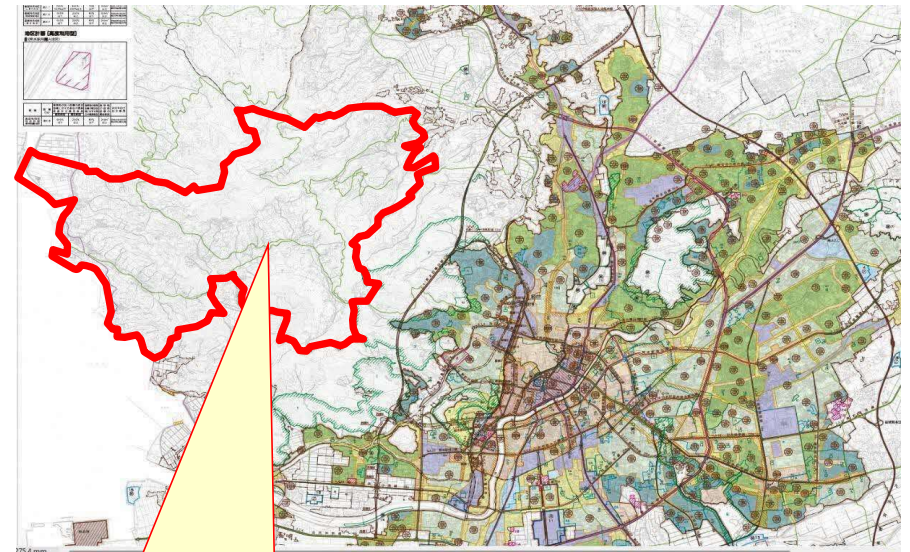
▲通勤・通学流動の変化(国勢調査)



単位：人

都市計画区域外との土地利用の整合

- 本区域を構成する2市3町の行政区域のうち、「**都市計画区域外**」が存在
- 現時点では、**都市的土地利用の計画的な規制誘導の必要性は低い**
- 今後の広域道路網計画の進展（地域高規格道路 有明海沿岸道路整備）による**インターチェンジ周辺等の土地需要の高まりが予測**
- 農林漁業上の土地利用との調整を図ったうえで、**必要に応じて都市計画区域の変更（区域の拡大）による開発・建築の規制誘導方策の適用を検討**



熊本都市計画区域における「都市計画区域外」

熊本市の金峰山周辺と有明海に面する河内町地区等の約3,400haの区域

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）都市防災への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）激甚化・頻発化する自然災害への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 （8）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ
2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針	2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針
3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 （1）基本方針 （2）都市防災への対応方針
4.都市計画の進行管理	4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

素案の概要 「2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める場合の方針」について

区域区分の
決定の有無区域区分の
方針

- 現行区域マスと同様に「**区域区分を定める**」（継続する）方針
 - ➡ 政令指定都市を含む都市計画区域は「区域区分を定めること」となっている。
 - ➡ 市街地は拡大傾向にある。
- **熊本県独自のおおむね10年後の将来予測**を行ったうえで、市街化を図るべき区域における区域区分の方針を定める

将来推計人口の方向性

【将来人口を検討する上で、
考慮が必要な3つの視点】

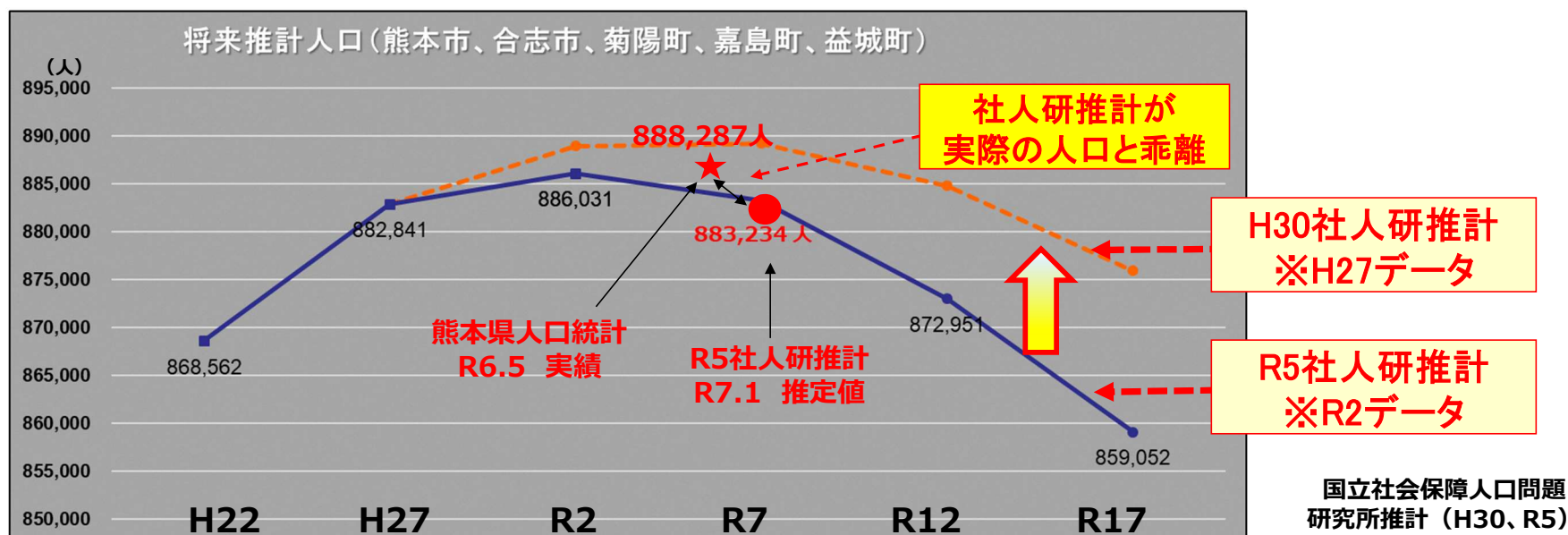
- ① **H28年熊本地震やコロナ禍による社会増減の影響が長期的に考慮されている可能性**がある。
- ② **TSMCの進出に起因する近年の人口動態が考慮されていない可能性**がある。
- ③ **社人研推計が、実際の人口動向と乖離している可能性**がある

【3つの視点の検証】

- ① H30社人研推計に対して、**R5社人研推計の方が急激な減少トレンド**となっている。
 - ➡ 熊本地震やコロナ禍が長期的に考慮されている。
- ② R5社人研推計では特に、**R7以降の減少が急激**となっている。
 - ➡ TSMCの影響が考慮されていない。
- ③ R5社人研推計は**実際の人口に対して、大きく乖離している。**
 - ➡ 社人研推計と人口は乖離している。

【熊本県の方針】

社人研の人口推計と実際の人口動向が乖離している点、TSMCの影響が考慮されていない点を踏まえ、**近年の実際の人口動向を基に、熊本県独自の推計を行う。**



見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）都市防災への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	赤字：現行からの変更点 1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）激甚化・頻発化する自然災害への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 （8）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 （1）基本方針 （2）都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

新

見直しの方向性 1 を踏まえて追加

素案の概要

「3. 主要な都市計画の決定の方針」について

5) 都市防災に関する方針

5) 都市防災の方針 新

総合的な防災減災対策の強化

拡

事前復興まちづくり

新

計画的なインフラの維持管理

基本方針

- 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨といった過去の災害の経験と教訓を踏まえ、国が作成する広域的な防災計画から市町が作成する地域の特性に応じたきめ細かな防災計画と整合を図りながら、都市防災への対応方針を記載する。
- また、大規模災害後に迅速な復旧・復興を進めるための復興の事前準備に対する方針を記載する。

都市防災への
対応方針

① 災害情報の周知

- 住民が自ら住む地域の災害リスクを十分に把握し、災害発生時の適切な避難行動を十分に理解してもらうための方針を記載

② 防災・減災対策の検討

- ハード対策により被害を低減することに加え、ソフト対策を有効なものとするようにするための方針を記載

③ 災害想定区域における適正な土地利用の検討

- 災害想定区域の既成市街地における建物の安全な土地への誘導等の方針を記載

④ 地域特性に応じた都市防災の推進

- 立地適正化計画の防災指針に対応した都市防災の推進に関する方針を記載

⑤ 事前復興まちづくり計画の策定

- 市町は災害の被害の軽減や被災後の迅速かつ効果的な早期の復興を目指すために有効な事前復興まちづくりの準備に関する方針を記載したものです。

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 『豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり』 『多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり』 『広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり』 『人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり』 『住民と行政が協働により取り組む都市づくり』 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 『災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり』 『多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり』 『さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり』 『豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり』 『住民と行政等が共創により取り組むまちづくり』 3）広域圏の将来像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 世界的半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

赤字：現行からの変更点

都市計画の進行管理の見直し（案）

持続可能な都市経営

拡

機動的で柔軟な都市設計

新

デジタル技術の活用

新

一人ひとりに寄り添うまち

拡

「共創」のまちづくりの推進

新

県と市町の連携強化

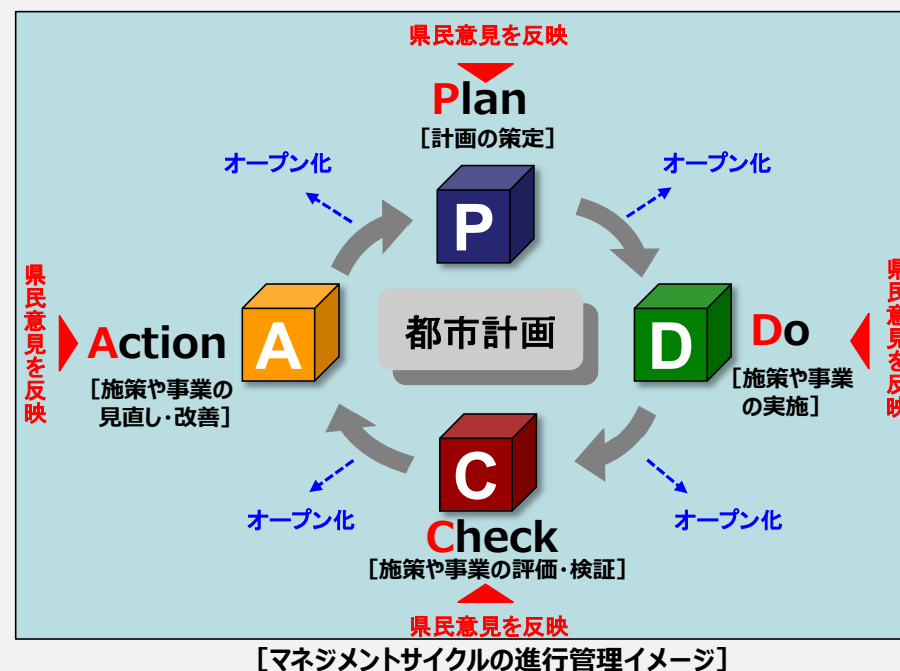
拡

進行管理の方針

- 当面の土地利用構想を描き、それに対応する施策の実施及び検証を重ねながら、県と市町が一体となって都市計画を進行管理していくこととする。

マネジメントサイクル
による都市計画の進
行管理

- オープンデータ化により、多様な主体の参画によるまちづくりを推進
- おおむね5年間隔でPDCAサイクルを行う。



2. 第2回検討委員会^{※1}及び パブリック・コメント^{※2}のご意見とその対応

※1 詳細は資料2 第2回検討委員会【意見と対応方針】を参照

※2 詳細は資料3 「熊本都市計画区域マスタープラン改定(骨子)」に関するご意見の概要及び県の考え方について【県政パブリック・コメントへの回答】を参照

第2回検討委員会での主なご意見

▼意見要旨と対応（その1）

赤字：ポイント

No.	項目	意見要旨	対応方針等	該当箇所
1	防災 に関するご意見	・防災を考えると、まず「 土地利用 」を考えていただきたい。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ③災害防止のための土地利用の規制・誘導 」に反映	新旧対照表 P38
		・災害時に 学校の体育館などは避難場所 となるが、学校は区域マ スにおいてどのように位置づけられているか。 ・学校施設は、避難所であるにも関わらず 老朽化が進んでいる ため、改修の補助などが必要。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ⑤避難所、避難路の整備 」に反映	新旧対照表 P38
		・目標 1 の「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 の箇所には公助の視点は記載されているが、加えて 自助・共助の 視点も重要 。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ②災害情報の周知、防災意識の向上 」に反映	新旧対照表 P38
		・都市を守るために、 グリーンベルトがしっかりしていれば、火災が 広がることもない ためそういったことも考えて計画を立てていただ きたい。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ④災害に強い市街地の形成 」に反映	新旧対照表 P38
2	交通 に関するご意見	・渋滞対策において、住民だけでなく、 企業の協力 も必要ではない か。	2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （1） 交通施設の都市計画の決定の方針 基本方針 に反映	新旧対照表 P24
3	農地 に関するご意見	・農地は残すべきところはきちんと、その作物のために残していただ きたい。	「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応」及び「 優良な農地 との健全な調和に関する方針 」に反映	新旧対照表 P11～p13、 P22
		・農道が狭くて十分に利用されていない農地はたくさんある。	（5）市街化調整区域の土地利用の方針 「 ①優良な農地との健全な調和に関する方針 」に反映	新旧対照表 P22
4	環境への配慮 に関するご意見	・国の動向に エネルギーの有効活用 と記載されている。 エネルギー の有効活用の視点 も必要ではないか。	4）各種の社会的課題への対応 （3）「 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 」に反映	新旧対照表 P10

第2回検討委員会での主なご意見

赤字：ポイント

▼意見要旨と対応（その2）

No	項目	意見要旨	対応方針等	該当箇所
5	福祉 に関するご意見	・地域包括ケアシステムについては、2040年にかけて団塊の世代の高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加するため、住まい、医療、介護を一体的に推進する必要がある。	(3)「市街地における住宅建設の方針」 (4)市街地において配慮すべき土地利用の方針 (⑧オールドニュータウン等の住宅地の再生に関する方針)に反映	新旧対照表 P19、p22
		・目標5の説明で、「Well-being」の説明があったが、目標1、目標3にも関係する概念だと思うので、取り入れていただきたい。	「Well-being」は目標1～5の全てに関係する概念のため、基本理念に反映	新旧対照表 P1
		・こどもまんなかの趣旨として「こどもの居場所」、「こどもの遊び場づくり」も重要。	4)各種の社会的課題への対応の「(5)安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応」及び「レクリエーションシステムの配置方針」に反映	新旧対照表 P10、P35
		・通学路、幹線道路や街区道路等における歩行空間の整備についても記載していただきたい。	4)各種の社会的課題への対応の「(1)人口減少・少子高齢化等への対応、工)交通空間の整備方針」に反映	新旧対照表 P9、P25
6	観光 に関するご意見	・目標3に観光客の話が入っているが、来外者の視点を重視するところも考えていただきたい。	目標3の「様々な交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」及び「(1)交通施設の都市計画の決定の方針 ①基本方針」に反映	新旧対照表 P3、P24
7	社会情勢の変化 に関するご意見	・TSMC進出で100年に一度の環境変化が起こるため、これまでと違う意識が必要。 ・「新たな考え方」をお願いしたい。	「4)各種の社会的課題への対応」へ「(7)「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応」に反映	新旧対照表 P11～P13
8	その他 に関するご意見	・「都市づくり」と「まちづくり」は使い分けしているのか。	以下の通り使い分けを行う。 都市づくり：影響が市町村や県全体におよぶ取組又は県が行う取組を指す。 まちづくり：影響が一つの街区におさまる取組又は住民参加による取組を指す。	—
		・目標5の部分で、オープンデータ化することでしか住民参加につながらないと読めるため、表現を検討されたい。	表現を修正する。	新旧対照表 P4

1 防災に関する対応

■ 第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
1	防災 に関するご意見	・防災を考える上でまずは「 土地利用 」を考えていただきたい。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ③災害防止のための土地利用の規制・誘導 」に反映
		・災害時に 学校の体育館などは避難場所 となるが、学校は区域マスにおいてどのように位置づけられているか。 ・学校施設は、避難所であるにも関わらず 老朽化が進んでいるため、改修の補助などが必要 。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ⑤避難所、避難路の整備 」に反映
		・目標1の「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」の箇所には公助の視点は記載されているが、加えて 自助・共助の視点も重要 。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ②災害情報の周知、防災意識の向上 」に反映
		・都市を守るために、 グリーンベルトがしっかりしていれば、火災が広がることもないため そういったことも考えて計画を立てていただきたい。	「3 主要な都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針」 の中の「 ④災害に強い市街地の形成 」に反映

都市防災に関する方針

対応

新旧対照表：P 3 8

赤字：反映箇所

②災害情報の周知、防災意識の向上

自助・共助の
視点を追加

災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、ハザードマップの作成・公表をはじめ、広報誌やSNSなどの多様な媒体を用いて、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行う。また、**住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン」の普及に取組み、地域における自助・共助の推進を図る。**

③災害防止のための**土地利用**の規制・誘導土地利用
の視点を充実

安全な暮らしを確保するため、市街化区域内の災害リスクの高い区域については、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンの指定状況等を踏まえ、市町と連携しつつ居住者等との合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を検討するとともに、未利用地については、公園、緑地、市民農園場等として多面的に活用することとする。

地区計画を活用して開発行為を行う場合は、原則として、災害リスクの高い区域は含めないこととする。災害に強く、コンパクトな都市づくりを推進するため、市町は、立地適正化計画において、洪水・氾濫流・土砂災害等の**複合的な災害リスクを踏まえた誘導区域の設定**を行うとともに、区域内に災害ハザードエリアが残存する場合には、防災指針において、適切な防災・減災対策を位置付けることとする。

特に、学校や社会福祉施設等の要配慮者利用施設については、立地適正化計画における誘導施設に位置付けるなどし、氾濫流の到達時間や避難路の安全性、盛土造成地の安定性等を踏まえた立地選定を行い、安全性・避難路・避難場所等を考慮した位置に誘導を図ることとする。

居住誘導区域等においては、災害発生後に関係機関が連携し、電気・水道・ガス等の生活インフラを早期に復旧するための体制及び仕組みづくりについて検討する。

なお、盛土等に伴う災害から住民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地・農地・森林等）を問わず、一定規模以上の盛土等を行う場合は、盛土規制法に基づく届け出を義務付けることで、不法・危険盛土の未然防止を図るものとする。

④災害に強い市街地の形成

グリーンベルト
の視点を追加

建築物の倒壊等の被害から住民の生命、財産を保護するために、建築物の耐震知識の普及を図るとともに、既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

また、地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大する恐れのある密集市街地においては、その改善に向けて、計画的な土地利用とともに、延焼防止のためのオープンスペースとなる道路や公園などの都市施設整備を一体的に検討する。

なお、**都市災害の防止に有効な緩衝地帯または避難地帯となる緑地、雨水の保全機能及び土砂の流出を防止する森林など防災上重要な役割を果たす緑地等については、グリーンインフラとして適正に管理するとともに、その保全を図る。**

⑤避難所、避難路の整備

学校
の視点を追加

大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、安全を確保するため、防災機能を備えた公園の整備や**学校の体育館等の耐震化を推進する**。特に市街地における大規模火災に際し、避難者の生命、身体を保護するために、必要な規模と構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画を検討する。また、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、指定緊急避難場所等に通じる道路、緑地及び緑道の整備に努めるとともに、高齢者や障がい者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の確保・整備、ペット同伴避難に対応可能な施設の確保にも取り組むものとする。

2 交通に関する対応

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
2	交通 に関するご意見	・渋滞対策において、住民だけでなく、 企業の協力 も必要ではないか。	2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 基本方針に反映

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
3. 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 ①基本方針 ア) 交通体系の整備の方針 本区域には、区域内外からの自動車交通の集中により、交通事故が多発し、交通渋滞が慢性化している。また、九州新幹線や高速道路を利用した交流人口の増加に伴い、中心市街地内においては、さらなる交通需要の増加が予想される。これらに対応するため、骨格となる道路の整備を進めるとともに、交通需要の調整、地域核・生活拠点間を結ぶ公共交通機関の利便性向上等を促進することにより、都市圏住民の安全で円滑な移動、社会経済活動の円滑化、広域的な交流の促進に資する交通体系の整備を進めていく。 また、人口減少、少子高齢社会の進展に対応して、すべての人に安全でやさしい公共交通への質の向上が必要となっている。今後の都市交通体系の整備にあたっては、以下の方向に基づき具体的な施策の展開を図るものとする。	3. 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 ①基本方針 本区域では、他都市圏と比べ自動車分担率が高く、自動車への依存が進行している。加えて、区域内外からの自動車交通の集中により、交通事故が多発するとともに、交通渋滞慢性化が依然として課題となっている。また、<u>セミコンテクノパーク周辺を含む都市圏北東部では、半導体関連産業の集積などの急速な開発に伴い、新たな交通需要への対応が急務となっている。</u> これらに対応するため、<u>道路施策と公共交通施策の連携を図りながら、交通ネットワークをエリア特性に応じて強化する。特に、交通渋滞対策として、ピーク時の交通対策を重点的・積極的に実施する。また、行政のみならず、民間企業等を含めた時差出勤の推進による交通量の分散や、テレワークや公共交通の利用促進による交通量の抑制などのソフト対策を推進する。</u>このように、渋滞解消に向けた短期・中期・長期のハード・ソフト対策を効率的かつ段階的に進めていく。 また、各拠点間を結ぶ公共交通機関の利便性向上や定時性の確保等を促進することにより、安全で円滑な移動を確保し、広域的な交流を促進する持続可能な交通体系を整備する。 加えて、人口減少、少子高齢社会の進行に対応して、<u>全ての</u>人に安全でやさしい公共交通への質の向上を図るとともに、働き方改革やデジタル技術の活用により運転士不足等への対応を進めていく必要がある。 都市圏住民や観光客にとって魅力ある都市へと発展させるため、今後の都市交通体系の整備にあたっては、以下の方針に基づき具体的な施策の展開を図る。

新旧対照表：P 2 4

企業との連携・協力の視点を追加

(参考)「渋滞対策パートナー登録制度」

- ・県では交通渋滞の解消に向けて、道路整備等のハード対策に加え、時差出勤の推進による交通量の分散や、テレワークや公共交通の利用促進による交通量の抑制などのソフト対策を推進。
- ・それらの取組の効果を最大化するためには、民間企業等を含め県民一丸となり推進していく必要があるため、交通渋滞解消を目的とした、通勤行動変容や公共交通の利用促進などに取り組む企業等を登録し、更なる取組の拡大を促すことを目的に、「熊本県渋滞対策パートナー登録制度」を令和7年5月8日に創設
- ・目標：「オフピーク出勤」の人数を1万人とする



3 農業に関する対応

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
3	農業 に関するご意見	・農地は残すべきところはきちんと、その作物のために残していただきたい。	「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応」及び「優良な農地との健全な調和に関する方針」に反映
		・農道が狭くて十分に利用されていない農地はたくさんある。	4) 市街化調整区域の土地利用の方針 「①優良な農地との健全な調和に関する方針」に反映

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
1 都市計画の目標 4) 各種の社会課題への対応 (新規) 3 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (4) 市街化調整区域の土地利用の方針 ① 優良農地との健全な調和に関する方針 農業振興地域の農用地区域等の農業生産基盤が整備された一団の優良な農地については、今後とも農業生産機能、さらに水源涵養機能を維持するため、周辺の自然環境や集落の機能と一体的に、その土地利用を保全する。	1 都市計画の目標 4) 各種の社会課題への対応 新旧対照表：P11～P13 (7)「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 セミコンテクノパーク周辺地域は、市街化調整区域であり、畜産をはじめ多様な農業生産が展開されている農業地帯として農用地区域等の優良な集団農地を有し、山林緑地等の優れた自然環境等にも恵まれている。これらは、農業生産の機能、防災や景観形成の機能、生態系の生息環境としての機能を有していることから、その機能を今後も維持・保全していく必要がある。そのため、開発誘導に当たっては、優良農地や基盤整備された農地を守るとの方針のもと、基盤整備が行われていない農地へ集約・誘導するなどの土地利用調整を行うとともに、営農継続を希望する農家の意向をあらかじめ確認し、必要に応じて代替農地を確保するなど、農畜産業との両立・調和を図ることとする。このように、周辺農地における効率的かつ総合的な土地利用に支障がないよう十分配慮することで無秩序な開発を抑制し、農業振興と産業集積のバランスのとれた秩序ある土地利用を誘導する。 3 主要な都市計画の決定の方針 新旧対照表：P22 (5) 市街化調整区域の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 農用地区域等の農業生産基盤が整備された一団の優良な農地については、今後とも農業生産機能(担い手育成を含む)、水源涵養機能を維持するため、周辺の自然環境や集落と調和した土地利用の形成を図る。 特に、水田については、「流域治水」の取組みにより雨水貯留能力を向上させることで洪水被害の緩和が期待されることから、その保全を図っていくものとする。 やむを得ず農地を開発を行う際には、優良農地や基盤整備済農地の保全に加え、地下水資源の保全にも配慮する観点から、基盤整備が行われていない農地への集約・誘導等、適切な土地利用調整を行うとともに、必要に応じて代替農地の確保や遊休農地の再活用に努める。

農業振興との両立の視点を追加

農業振興との両立の視点を追加

遊休農地の再活用の視点を追加

4 環境への配慮に関する対応

■ 第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
4	環境への配慮 に関するご意見	・国の動向にエネルギーの有効活用と記載されている。 エネルギーの有効活用の視点も必要ではないか。	4) 各種の社会的課題への対応 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応」に「エネルギーの有効活用」についても記載

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
1 都市計画の目標 4) 各種の社会課題への対応 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 環境負荷の少ない、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素都市づくりを進めるため、移動距離が短縮され、交通需要が軽減される都市構造への誘導、自動車から公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、都市緑化、再生可能エネルギーの導入促進、化石燃料に依存しない自動車への転換、省エネルギー化等を推進する。 また、生態系を支えるまとまった緑の保全を図ることで、生物多様性の保全など自然環境との共生にも十分配慮するとともに、水や緑の空間を組み込んだ市街地の整備等によりヒートアイランド現象を緩和し、潤いとゆとりのある都市環境の形成を行う。	1 都市計画の目標 4) 各種の社会的課題への対応 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、交通需要が軽減される都市構造への誘導、自動車から公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、再生可能エネルギーの導入促進、化石燃料に依存しない自動車への転換、省エネルギー化、エネルギーの有効活用、グリーンインフラの取組み等を推進する。 また、ネイチャー・ポジティブ等の世界的潮流を踏まえ、生態系を支えるまとまった緑の保全を図ることで、生物多様性の保全など自然環境との共生にも十分配慮するとともに、水や緑の空間を組み込んだ市街地の整備などのまちづくりGX(グリーン・トランスフォーメーション)の取組みを通じて、潤いとゆとりのある都市環境の形成を行う。

新旧対照表：P 10

エネルギーの有効活用の視点を追加

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
5	福祉 に関するご意見	・地域包括ケアシステムについては、2040年にかけて団塊の世代の高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加するため、住まい、医療、介護を一体的に推進する必要がある。	(3)「市街地における住宅建設の方針」 (4)市街地において配慮すべき土地利用の方針 (⑧オールドニュータウン等の住宅地の再生に関する方針)に反映

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し(案)
3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (3) 市街地における住宅建設の方針 快適でゆとりのある住生活を実現するため、地域の環境、歴史、文化、産業等の特性を活かし、地域の風土に根ざした住宅・住環境づくりを促進する。住宅供給においては、高齢社会の到来、ライフスタイルの変化、環境意識の高まりを背景とした住宅ニーズの多様化に対応し、各種施策を活用しつつ多彩な住宅・住環境の提供に努める。このうち、公的支援により整備していく住宅においては、政策目標を設定し、計画的に取り組む。 (4) 市街地において配慮すべき土地利用の方針 (新規)	3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (3) 市街地における住宅建設の方針 新旧対照表：P19 快適でゆとりのある住生活を実現するため、地域の環境、歴史文化、産業等の特性を活かし、地域の風土に根ざした住宅・住環境づくりを促進する。住宅供給においては、共働き世帯の増加、高齢社会の進行、ライフスタイルの変化、環境意識の高まり等を背景とした多様な暮らし方に対応できる住宅の供給が求められている。このような住宅ニーズの多様化に対応するため、住宅セーフティネットや地域包括ケアシステムと連携を図りつつ、地域拠点周辺等の利便性の高い地域を中心として、需要に応じた住宅供給を推進する。このうち、公的支援で整備する住宅については、政策目標を設定し、計画的な供給に取り組む。 新旧対照表：P22 (4) 市街地において配慮すべき土地利用の方針 ⑧オールドニュータウン等の住宅地の再生に関する方針 昭和40年～50年代頃に開発された大規模な住宅団地では、住民の高齢化と住宅施設の老朽化が同時に進行する一方で、用途純化（住宅専用など単一用途に限定する土地利用規制）に基づく土地利用が、住民の多様なライフスタイルや就労・子育て・介護などのニーズへの対応を困難にしている場合もある。こうした人口構成の偏りや空き家増加による住環境の悪化を防ぎ、コミュニティの再構築と地域活力の維持・向上を図るため、施設・街区のバリアフリー化や空き家のリノベーション、住み替え支援、さらには官民連携によるサテライトオフィスやコワーキングスペースの整備によるテレワークの推進など、多世代が支え合う持続可能な都市づくりを推進する。 また、高齢者や子育て世帯等の多世代のニーズに対応した住宅供給を誘導するとともに、用途地域の柔軟な見直し等を通じて、徒歩圏内に医療・福祉、子育て支援、日用品販売などの施設が立地した利便性の高い都市環境の形成を促進する。

地域包括ケアシステムとの連携の視点を追加

利便性の高い住環境整備の視点を追加

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
5	福祉 に関するご意見	・目標5の説明で、「 Well-being 」の説明があったが、 目標1 、 目標3 にも関係する概念だと思うので、取り入れていただきたい。	「Well-being」は全ての目標に関係する概念のため、基本理念に追加

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念（抜粋） 加えて、人口減少、少子高齢社会の時代を迎え、財政負担の軽減等に配慮しつつ活力ある都市づくり、生活環境重視の都市型社会に対応した都市づくり及び、地域環境や自然との共生に配慮した都市づくりが求められる。	新旧対照表：P 1 1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念（抜粋） 加えて、 激甚化・頻発化する自然災害 、人口減少、少子高齢社会の 進展 、 コロナ禍 を契機とした人々のライフスタイルの変化を踏まえ、 誰もが安心して快適に暮らせる Well-being（ウェルビーイング）な都市づくりを進めるとともに 、拠点の魅力向上やデジタル技術を活用した労働生産性の向上など時代の変化に対応した柔軟な都市づくりが求められる。

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
5	福祉 に関するご意見	・こどもまんなかの趣旨として「 こどもの居場所 」、「 遊び場づくり 」も重要。	「(5)安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応」及び「レクリエーションシステムの配置方針」に「こどもの居場所の確保」について記載

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
1. 都市計画の目標 4) 各種の社会的課題への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 近年の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、見通しや明るさの確保等による犯罪防止に配慮した、道路・公園等の附属施設の普及を図り、交通安全の面では、幹線道路や街区道路等における歩道空間や自転車走行空間の整備を引き続き推進し、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進める。 3. 主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 (2) 主要な緑地の配置の方針 ②レクリエーションシステムの配置方針 住区基幹公園のうち、街区公園については街区内に居住する人が容易に利用できるように配置し、近隣公園及び地区公園については、環境保全や災害時の避難場所としての機能面も勘案して不足する地域から計画的に配置する。 都市基幹公園は、総合公園としての熊本城公園、石神山公園、益城町総合運動公園、雁回公園、運動公園としては水前寺運動公園、熊本県民総合運動公園等、広域公園として水前寺江津湖公園、特殊公園として竹迫城址公園をそれぞれ配置するほか、立田山、坪井川及び白川沿岸に緑地を整備し、住民のレクリエーションのニーズに対応する。また、歴史、文化、環境資源と親しむことのできる公園の整備に努める。	1. 都市計画の目標 4) 各種の社会的課題への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 新旧対照表：P 1 0 近年の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、見通しや明るさの確保等による犯罪防止に配慮した、道路・公園等の附属施設の設置を促進するとともに、安全なこどもの居場所(遊び場)の確保にも努める。また、交通の面では、幹線道路や街区道路等における歩道空間や自転車走行空間の整備を引き続き推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを進める。 3. 主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 (2) 主要な緑地の配置の方針 ②レクリエーションシステムの配置方針 新旧対照表：P 3 5 多様な世代の人たちが、健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流や情報発信を行うため、総合公園としての熊本城公園、石神山公園、益城町総合運動公園、雁回公園、運動公園としての水前寺運動公園、熊本県民総合運動公園等、広域公園としての水前寺江津湖公園、特殊公園として竹迫城址公園をそれぞれ配置するほか、立田山、坪井川及び白川沿岸に緑地を整備する。 また、自動車に過度に頼ることなく、歩いて暮らせる生活圏を構築するため、街区公園については、高齢者やこどもが歩いて行ける近距離に配置する。また、こどもの居場所(遊び場)となるよう、防犯性や安全性にも配慮した身近な公園の整備を促進する。近隣公園及び地区公園については、環境保全や災害時の避難場所としての機能も考慮し、不足する地域から計画的に配置・整備する。

こどもの
視点を追加こども
の視点を追加

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
5	福祉に関するご意見	・通学路、幹線道路や街区道路等における 歩行空間の整備 についても記載していただきたい。	「(1) 人口減少・少子高齢化等への対応」、「交通空間の整備方針」に歩行空間の整備に関して記載

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し(案)
1. 都市計画の目標 4) 各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢化等への対応(抜粋) 高齢社会にあつて誰もが生き甲斐を持って社会に参加し、互いに助け合つて地域で暮らし続けるためには、安心して街に出て快適に活動することができる都市基盤が必要である。そのため、公共交通機関やそれを補完する多様な交通手段の充実、交通結節点や道路における歩行空間や公共公益施設等における安全性・快適性の向上、地域社会における生活サービス機能の確保を図り、ハード・ソフト両面から、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、“人にやさしい都市づくり”を推進する。 3. 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 〔交通空間の整備方針〕 道路空間は、単に人や自動車の通行の場所だけではなく、都市空間を形成する重要な要素であることから、景観や都市の潤いに十分配慮した道路空間の整備に努め、誰もが利用しやすい道路とするために、ユニバーサルデザインに基づく道路空間づくりを推進する。また、幹線道路は防災機能を有した空間とし災害時の避難路や避難地として整備を進める。 自転車は環境にやさしく健康づくりに寄与する交通手段であることから、自転車走行空間の整備や自転車駐車場(駐輪場)の確保等の自転車利用環境の充実を図る。 また、高齢者等に配慮した歩きやすい歩行空間の整備、環境負荷の低減を図るための透水性舗装及び街路樹の整備、交通安全施設の充実等による安全性の高い交通空間の整備等に努める。	1. 都市計画の目標 新旧対照表：P9 4) 各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢化等への対応(抜粋) 少子高齢社会にあつて誰もが生き甲斐を持って社会に参加し、互いに助け合いながら地域で暮らし続けるためには、安心して街に出て快適に活動することができる都市基盤の整備が不可欠である。そのため、公共交通の充実及びそれを補完する多様な交通手段の確保をはじめ、子どもや高齢者等が学校、病院、公園等の身近な目的地まで安全かつ快適に移動できる歩行空間の創出、並びに子育て支援施設や老人福祉施設等の公共公益施設における安全性・快適性の向上に取り組む。加えて、地域社会における多様なニーズに適切に対応した生活サービス機能の確保を図り、ハード・ソフト両面から、ユニバーサルデザインに配慮した“人にやさしい都市づくり”を推進する。 3. 主要な都市計画の決定の方針 新旧対照表：P25 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 Ⅰ) 交通空間の整備方針 道路空間は、人や自動車の通行の場にとどまらず、都市空間を形成する重要な要素であることから、景観や都市の潤いに配慮した道路空間の整備に努め、誰もが利用しやすい道路とするために、ユニバーサルデザインに基づく道路空間づくりを推進する。また、幹線道路は防災機能を有した空間とし、災害時の避難路や避難地として整備を進める。 一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することが求められている。 このため、道路をはじめとする官民のパブリック空間を、車中心からウォーカブルな人中心の空間に転換し、「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成に向けた取組みを推進する。 自転車は環境負荷が低く、健康づくりに貢献する交通手段であることから、自転車走行空間の整備や自転車駐車場(駐輪場)の確保等を通じて自転車利用環境の充実を図るとともに、歩行者及び自転車利用者双方の安全性に十分配慮した交通空間の整備に取り組む。また、子どもや高齢者等に配慮した歩きやすい歩行空間の整備、環境負荷の低減に資する透水性舗装及び街路樹の整備、並びに交通安全施設の充実等を通じて、安全性の高い交通空間の形成に努める。

歩行空間
整備の記
載を拡充歩行空間
整備の記
載を拡充

6 観光に関する対応

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
6	観光 に関するご意見	・目標3に観光客の話が入っているが、 来外者の視点を重視するところも 考えていただきたい。	目標3に「様々な交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」に観光の視点を追加 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針に観光客の視点を追加

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
1 都市計画の目標 2) 都市づくりの目標 「<u>広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり</u>」 国内外と区域を結ぶ広域高速交通網、域内の各地域を快適に連絡する放射・環状にネットワークされた交通網を構築し、域内外のいきいきした交流や機能連携を促進させることで、地域の活力を維持増進させるとともに、公共交通機関優先の都市づくりを推進する。 3 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 ① 基本方針 ア) 交通体系の整備の方針 本区域には、区域内外からの自動車交通の集中により、交通事故が多発し、交通渋滞が慢性化している。また、九州新幹線や高速道路を利用した交流人口の増加に伴い、中心市街地内においては、さらなる交通需要の増加が予想される。 これらに対応するため、骨格となる道路の整備を進めるとともに、交通需要の調整、地域核・生活拠点間を結ぶ公共交通機関の利便性向上等を促進することにより、都市圏住民の安全で円滑な移動、社会経済活動の円滑化、広域的な交流の促進に資する交通体系の整備を進めていく。 また、人口減少、少子高齢社会の進展に対応して、すべての人に安全でやさしい公共交通への質の向上が必要となっている。 今後の都市交通体系の整備にあたっては、以下の方向に基づき具体的な施策の展開を図るものとする。	1 都市計画の目標 2) 都市づくりの目標 新旧対照表：P3 「<u>様々な交流を促進する</u>快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築により、住民だけでなく来訪者にとってもシームレスで快適な移動を促すことで、域内外のいきいきした交流を促進し、地域活力の維持・増進につなげる。また、<u>官民連携により取組む都市再生や都市機能施設の誘導により公共交通優先の歩いて暮らせる便利なまちを実現し、さらには、インバウンドの増加や多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出につなげる。</u> 加えて、人口減少に伴う都市のスポンジ化に対応するため、<u>既存アセットの積極的な活用や柔軟な土地利用の見直し等を支援し、身近なエリアの魅力・活力の向上を図る。</u> 3 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域では、他都市圏と比べ自動車分担率が高く、自動車への依存が進行している。加えて、区域内外からの自動車交通の集中により、交通事故が多発するとともに、交通渋滞の慢性化が依然として課題となっている。また、<u>セミコンテクノパーク周辺を含む都市圏北東部では、半導体関連産業の集積などの急速な開発に伴い、新たな交通需要への対応が急務となっている。</u> これらに対応するため、<u>道路施策と公共交通施策の連携を図りながら、交通ネットワークをエリア特性に応じて強化する。特に、交通渋滞対策として、ピーク時の交通対策を重点的・積極的に実施する。</u> また、<u>各拠点間を結ぶ公共交通機関の利便性向上や定時性の確保等を促進することにより、安全で円滑な移動を確保し、広域的な交流を促進する持続可能な交通体系を整備する。</u> 加えて、人口減少、少子高齢社会の進行に対応して、<u>全ての人に安全でやさしい公共交通への質の向上を図るとともに、働き方改革やデジタル技術の活用により運転士不足等への対応を進めていく必要がある。</u> 都市圏住民や来訪者にとって魅力ある都市へと発展させるため、今後の都市交通体系の整備にあたっては、以下の方針に基づき具体的な施策の展開を図る。

来訪者の視点を追加

来訪者の視点を追加

7 社会情勢の変化に関する対応

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
7	社会情勢の変化 に関するご意見	・TSMC進出で100年に一度の環境変化が起こるため、これまでと違う意識が必要。 ・「新たな考え方」をお願いしたい。	「4）各種の社会的課題への対応」へ「（7）「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応」に反映

対応

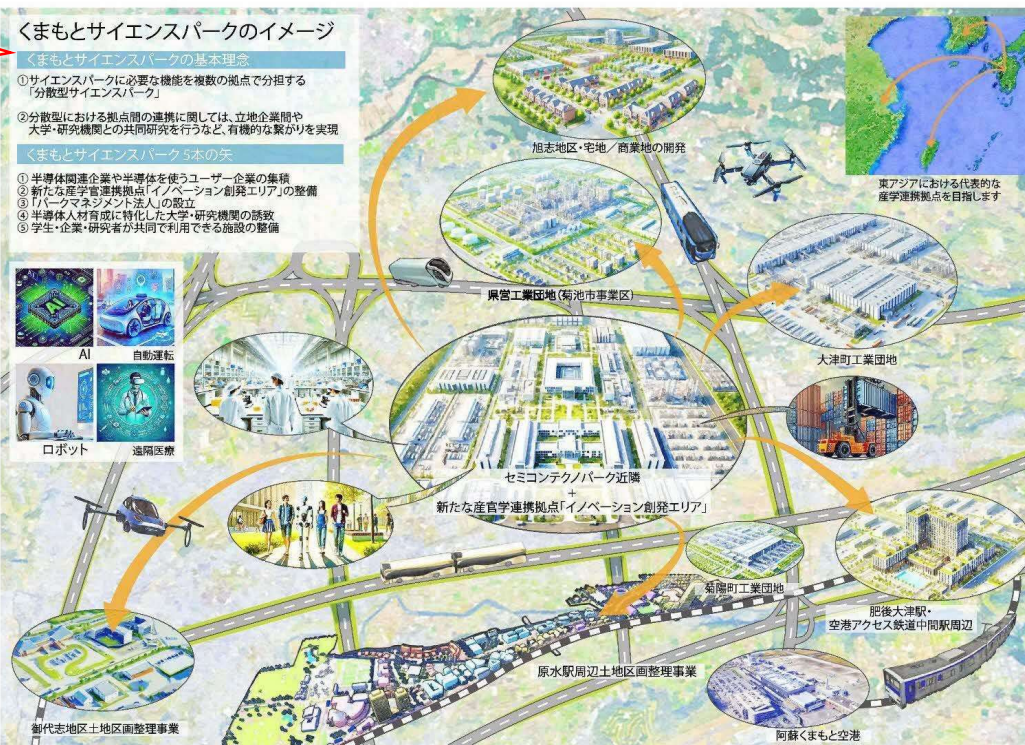
新たな取り組み
を追加

新旧対照表：P 11～P13

●新たに
4) 各種の社会的課題への対応」に
「(7)「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応」を追加

●自然環境と調和し、セミコンテクノパークを中核としながら必要な機能を複数の拠点で分担する「分散型サイエンスパーク」を目指すことで、本県が世界に開かれた「新生シリコンアイランド九州」を牽引していけるよう、都市計画としての対応を記載。

詳細はP56で説明



(出典：熊本県「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」)

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
8	その他 に関するご意見	・「都市づくり」、「まちづくり」の記載を使い分けしているのか。	本区域マスにおいて、使い分けを行う。

 対応

- 熊本県が考える都市づくり、まちづくりの定義
都市計画区域マスタープランで使用する「都市づくり」、「まちづくり」は、以下の観点で使い分ける。

都市づくり：影響が市町村や県全体におよぶ取組又は県が行う取組を指す。
まちづくり：影響が一つの街区におさまる取組又は住民参加による取組を指す。

※復興まちづくりなどの造語についてはそのまま使用しています。

■第2回検討委員会意見

No.	項目	意見要旨	対応方針等
8	その他 に関するご意見	・目標5の部分で、オープンデータ化することでしか住民参加につながらないと読めるため、表現を検討されたい。	表現を修正する。

対応方針

●目標5：「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」の表現を次のとおり修正する。

＜第2回委員会時点の案＞

限定されている表現（誤読されうる構造）

②都市計画の進行管理をマネジメントサイクルに基づいて行うとともに、**オープンデータ化による住民参加を促し**、さまざまな主体の参画により地域の個性や新たな魅力や価値を共に創り上げる「共創」のまちづくりを推進

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
1. 都市計画の目標 2) 都市づくりの目標 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 都市計画区域マスタープランの進行管理をマネジメントサイクルにより行うとともに、情報公開と、住民と行政の協働による住民参加を基本として、地域の個性を活かした都市づくりを推進する。	1. 都市計画の目標 2) 都市づくりの目標 新旧対照表：P4 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 多様化する地域課題やニーズの変化に対応するため、県と市町が一体となってデジタル技術やビックデータ等を活用した都市づくりを推進し、マネジメントサイクルによる進行管理を行う。 また、オープンデータの活用や対話の場の充実など多様な手法により住民や企業等の参加を促し、さまざまな主体の参画により、地域の新たな魅力や価値を共に創る都市づくりを推進する。 表現を修正

- 約 1 ヲ月の意見募集期間で、**11件**の意見が提出（反対等の意見なし）
- 意見に対する県の考え方を公表※しており、主に「**都市計画の方針**」への反映を想定

※熊本県ホームページ：https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/103/214039.html

▼パブリック・コメントの実施概要

	概要
1 募集期間	令和6年（2024年）8月1日（木曜日）から8月30日（金曜日）まで
2 御意見の件数（提出者数）	11件（3名、2団体）
3 御意見の取扱い	反 映 ：寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映する予定 8件 参 考 ：今後の取組みの参考とさせていただくもの 3件

▼意見の概要と県の考え方（反映予定の意見のみ掲載）

赤字：ポイント

No.	意見要旨	県の考え方	該当箇所
1	・都市圏の渋滞対策が急務となっているので、公共交通機関のネットワークの維持に努めてほしい。	今年度創設した「熊本県渋滞解消推進本部会議」等における検討を踏まえ、本区域マスタープランにおいても 道路整備や公共交通ネットワークの方針について記載 することを考えております。	新旧対照表 P 2 4
2	・都市圏の渋滞対策が急務となっているので、道路整備にも努めてほしい。	今年度創設した「熊本県渋滞解消推進本部会議」等における検討を踏まえ、本区域マスタープランにおいても 道路整備や公共交通ネットワークの方針について記載 することを考えております。	新旧対照表 P 2 4
4	・菊池市、大津町、菊陽町、合志市において、企業集積に伴い渋滞が慢性化しているため、渋滞対策が喫緊の課題と考える。 また、公共交通機関の計画（バス路線や鉄道延線）についても将来の地域発展を考えたマスタープランへの記載としてほしい。	今年度創設した「熊本県渋滞解消推進本部会議」等における検討を踏まえ、本区域マスタープランにおいても 道路整備や公共交通ネットワークの方針について記載 することを考えております。	新旧対照表 P 2 4
7	・防災に関する記載として、頻繁に見舞われる内水氾濫への対応についても記載を検討していただきたい。	都市防災に関する方針において、 内水氾濫への対応についても記載を検討 します。	新旧対照表 P 3 7
8	・「レジリエンス」の意味を示してほしい。	用語集を作成 し示す予定です。	新旧対照表 P 4 3 （用語集）
9	・「グリーンインフラ」の意味を示してほしい。	用語集を作成 し示す予定です。	
10	・「カーボンニュートラル」の意味を示してほしい。	用語集を作成 し示す予定です。	
11	・「脱炭素化」という言葉を追加してほしい。	地球温暖化によるリスクを低減し持続可能な未来を実現していくため、本県では令和元年に「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」を宣言しております。「カーボンニュートラル」と「脱炭素化」はどちらも「CO2排出実質ゼロ」を意味する用語であり、誤解が生じないように用語を統一しておりますが、 用語集で補足 させていただきます。	

パブリックコメントにおけるご意見とその対応

No.	意見要旨	県の考え方
1	・都市圏の渋滞対策が急務となっているので、公共交通機関のネットワークの維持に努めてほしい。	今年度創設した「熊本県渋滞解消推進本部会議」等における検討を踏まえ、本区域マスタープランにおいても 道路整備や公共交通ネットワークの方針について記載 することを考えております。
2	・都市圏の渋滞対策が急務となっているので、道路整備にも努めてほしい。	
4	・菊池市、大津町、菊陽町、合志市において、企業集積に伴い渋滞が慢性化しているため、渋滞対策が喫緊の課題と考える。 また、公共交通機関の計画（バス路線や鉄道延線）についても将来の地域発展を考えたマスタープランへの記載としてほしい。	

対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
3 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 ① 基本方針 ア) 交通体系の整備の方針 本区域には、区域内外からの自動車交通の集中により、交通事故が多発し、交通渋滞が慢性化している。また、九州新幹線や高速道路を利用した交流人口の増加に伴い、中心市街地内においては、さらなる交通需要の増加が予想される。 これらに対応するため、骨格となる道路の整備を進めるとともに、交通需要の調整、地域核・生活拠点間を結ぶ公共交通機関の利便性向上等を促進することにより、都市圏住民の安全で円滑な移動、社会経済活動の円滑化、広域的な交流の促進に資する交通体系の整備を進めていく。 また、人口減少、少子高齢社会の進展に対応して、すべての人に安全でやさしい公共交通への質の向上が必要となっている。 今後の都市交通体系の整備にあたっては、以下の方向に基づき具体的な施策の展開を図るものとする。	新旧対照表：P 2 4 3 主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 交通施設の都市計画の決定の方針 ① 基本方針 本区域では、他都市圏と比べ自動車分担率が高く、自動車への依存が進行している。加えて、区域内外からの自動車交通の集中により、交通事故が多発するとともに、交通渋滞慢性化が依然として課題となっている。また、セミコンテクノパーク周辺を含む都市圏北東部では、半導体関連産業の集積などの急速な開発に伴い、新たな交通需要への対応が急務となっている。これらに対応するため、道路施策と公共交通施策の連携を図りながら、交通ネットワークをエリア特性に応じて強化する。特に、交通渋滞対策として、ピーク時の交通対策を重点的・積極的に実施する。また、民間企業等を含めた時差出勤の推進による交通量の分散や、テレワークや公共交通の利用促進による交通量の抑制などのソフト対策を推進する。このように、渋滞解消に向けた短期・中期・長期のハード・ソフト対策を効率的かつ段階的に進めていく。 また、各拠点間を結ぶ公共交通機関の利便性向上や定時性の確保等を促進することにより、安全で円滑な移動を確保し、広域的な交流を促進する持続可能な交通体系を整備する。 加えて、人口減少、少子高齢社会の進行に対応して、全ての人に安全でやさしい公共交通への質の向上を図るとともに、働き方改革やデジタル技術の活用により運転士不足等への対応を進めていく必要がある。 都市圏住民や来訪者にとって魅力ある都市へと発展させるため、今後の都市交通体系の整備にあたっては、以下の方針に基づき具体的な施策の展開を図る。

渋滞対策
の記載を拡充

パブリックコメントにおけるご意見とその対応

No.	意見要旨	県の考え方
7	・防災に関する記載として、頻繁に見舞われる内水氾濫への対応についても記載を検討していただきたい。	都市防災に関する方針において、 内水氾濫への対応についても記載を検討 します。


 対応

赤字：見直し箇所

現行	見直し（案）
3. 主要な都市計画の決定の方針 （新規）	3. 主要な都市計画の決定の方針 5) 都市防災に関する方針 (2) 都市防災への対応方針 ① 防災・減災のための施設整備 洪水または内水による浸水リスクが高い区域においては、洪水・内水被害を防ぐため、河川改修や下水道整備などを推進する。 一定規模以上の開発行為が行われる場合には、雨水の急激な流出を抑制するため、調整池を設置するものとする。 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害を防止するための砂防堰堤等の施設整備を推進する。併せて、土砂流出や洪水などの自然災害を防止する保水機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などを適切に保全する。 近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水反乱のリスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進める。

新旧対照表：P 3 7

内水氾濫への
対応について追加

3. 主な見直しのポイント

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」
3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）都市防災への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ	3）将来の都市構造 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）激甚化・頻発化する自然災害への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 （8）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ
2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針	2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針
3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 （1）基本方針 （2）都市防災への対応方針
4.都市計画の進行管理	4.都市計画の進行管理

ゾーン、拠点、軸の見直し

「将来の都市構造」の見直しの方針

次の観点を踏まえ、見直しを行う。

- 近年見直しを行った県内の他区域マスの構成と整合を図る。
- 各市町の関連計画で位置付けられた内容の整合を図る。

他区域マス構成

1. 「拠点」の設定 : 都市機能等の集積を図る。 ※各市町の設定している拠点の階層化を整理
2. 「軸」の設定 : 広域的な交流促進及び地域内交流を促進する。
3. 「ゾーン」の設定 : 適切な土地利用を図る。

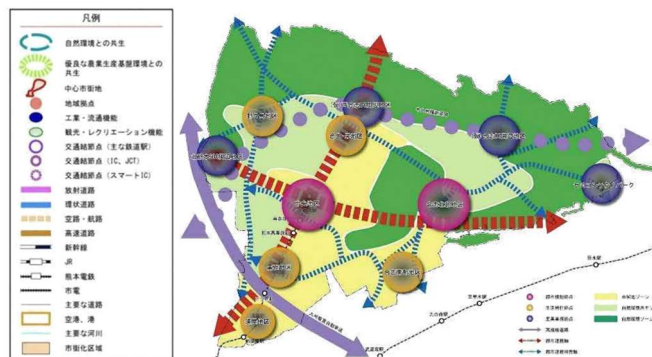
【参考】 熊本都市計画区域を構成する2市3町の将来市街地像

● 熊本市



出典：第2次熊本市都市計画マスタープラン（2020）

● 合志市



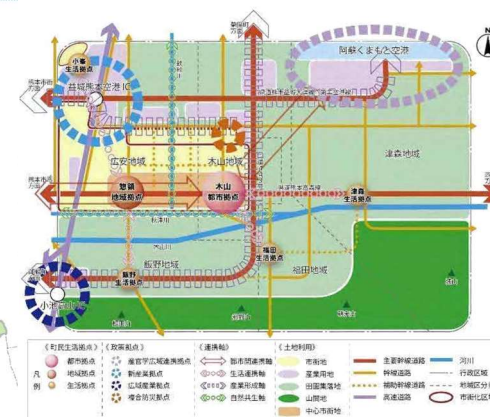
出典：2020合志市都市計画マスタープラン

● 菊陽町



出典：菊陽町都市計画マスタープラン（R7.3）

● 益城町



出典：益城町都市計画マスタープラン（R2）

嘉島町は計画を策定中

1. 「拠点」の設定：都市機能等の集積を図る。

市町が設定している拠点を都市計画区域の範囲で階層化を再整理し、**6つの拠点**を定める。

赤字：ポイント

現行

見直し案

暮らしを支える拠点
都市の魅力活力

＜広域総合都市拠点＞

熊本城周辺から熊本駅に至る地域を、土地利用の更新と高度利用と交通アクセスの向上により、高次都市機能が集積し、域内の交流、広域的な交流を図る拠点

広域総合都市拠点

広域総合都市拠点

＜広域総合都市拠点＞

高次都市機能が集積し、域内の交流、**広域的な交流**を図る拠点

＜地域核＞

水前寺駅周辺地区、上熊本駅周辺地区、南熊本駅周辺地区、健軍電停周辺地区、島町・上ノ郷地区、御代志駅周辺地区、光の森駅周辺地区、嘉島町役場周辺地区及び益城熊本空港インターチェンジ周辺地区を熊本都市計画区域の目指す「多核連携型都市構造」において、公共交通結節点と生活サービス機能の充実を図る

地域核

都市拠点

＜都市拠点＞

公共交通結節点と都市機能（商業、医療、行政、教育文化等）の充実を図る拠点

＜生活拠点＞

子飼地区、武蔵ヶ丘・楠地区、北区役所周辺地区、南区役所周辺地区、城南総合出張所周辺地区、長嶺地区、川尻駅周辺地区、熊本電鉄堀川・須屋駅周辺地区、北部総合出張所周辺地区、城山地区、合志市役所周辺地区、菊陽町役場周辺地区及び益城町役場周辺地区を、周辺住宅市街地の生活の利便に供する

生活拠点

地域拠点

＜地域拠点＞

周辺住宅市街地の**生活利便施設**の充実を図る拠点

機能特化型の拠点

＜広域防災拠点＞

阿蘇くまもと空港及び熊本港を大規模災害発生時における緊急物資・人員等の輸送受け入れ拠点等として、熊本県民総合運動公園を、広域防災活動拠点

広域防災拠点

広域防災拠点

＜広域防災拠点＞

大規模災害発生時における緊急物資・人員等の輸送受け入れ拠点、及び**広域防災活動拠点**

＜工業流通拠点＞

阿蘇くまもと空港周辺地区、熊本港臨港地区、熊本流通業務団地地区、国道3号沿道近見地区、植木工業団地地区、富合工業団地地区、城南工業団地地区、セミコンテックパーク地区、高速道路のインターチェンジ（スマートインターチェンジを含む）及び地域高規格道路の一部のインターチェンジ周辺地区を、周辺土地利用との調和を図ったうえで、工業生産、流通業務を計画的に誘導する

工業流通拠点

工業・流通拠点

＜工業・流通拠点＞

周辺土地利用との調和を図ったうえで、工業生産、流通業務を計画的に誘導する拠点

＜広域観光・レクリエーション拠点＞

熊本城周辺地区、水前寺公園、江津湖周辺地区、田原坂地区、塚原古墳公園、農業公園カントリーパーク、鼻ぐり井手公園、浮島周辺水辺公園及びテクノリサーチパークを、熊本の歴史文化と自然環境を守り広域的な交流を育む

広域観光・レクリエーション拠点

広域レクリエーション拠点

＜広域レクリエーション拠点＞

熊本の歴史文化と自然環境を守り**広域的な交流**を育む拠点、及び**広く県民のスポーツ・レクリエーション活動**に供し交流を育む拠点

＜広域スポーツ・レクリエーション拠点＞

熊本県民総合運動公園及びアクアドームを、広く県民のスポーツ・レクリエーション活動に供し交流を育む

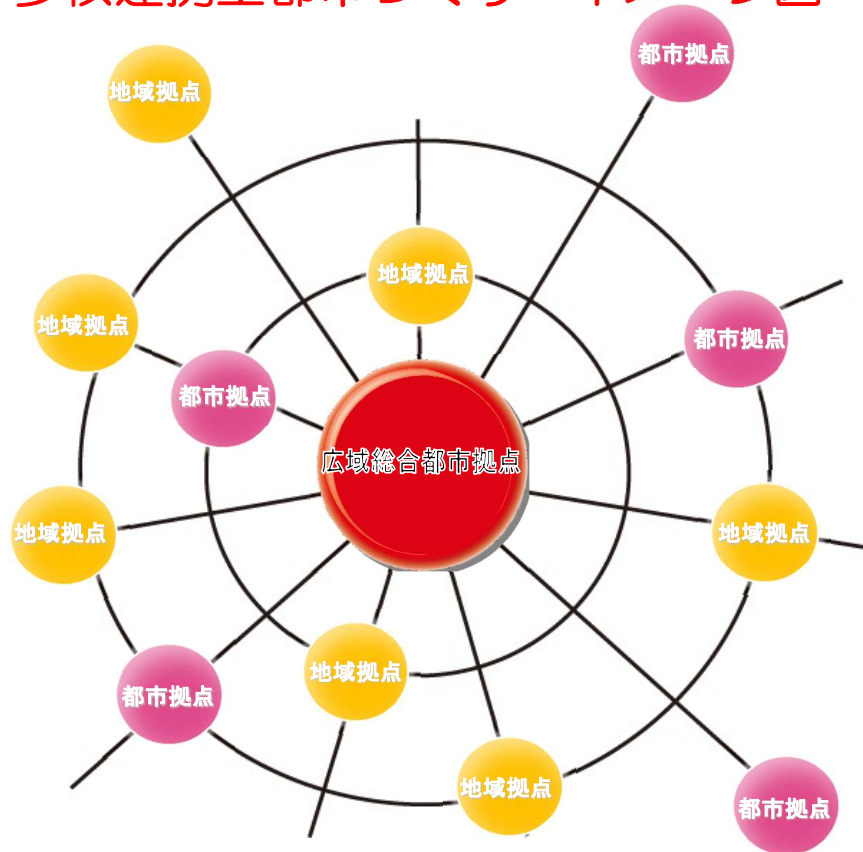
広域スポーツ・レクリエーション拠点

1. 3) 将来の都市構造

都市の魅力活力・暮らしを支える拠点

広域総合都市拠点を中心とし、周辺に諸機能を集約した**都市拠点**と**地域拠点**を配置する。
拠点間を公共交通や幹線道路で結び、相互に連携した秩序ある都市を目指す。

多核連携型都市づくり イメージ図



【広域総合都市拠点】

熊本城周辺から熊本駅に至る中心市街地
多様な都市機能が集積された広域的な交流拠点

更なる交通アクセス性の向上や高次都市機能の集積に加えて、誰もが安心して訪れ回遊できる歩行空間の確保や良好な都市景観の形成等を通じて居心地が良く快適に過ごせる都市空間の形成を図る。

【都市拠点】

熊本都市計画区域の目指す「多核連携型都市づくり」における“まちづくり”の拠点

公共交通結節点としての機能強化を図るとともに、各拠点相互間での連携・補完の強化のもと、地域の中心地区として都市機能の維持・向上と居住の誘導を図る。

【地域拠点】

周辺住宅市街地の生活の利便に供する拠点

主に日常生活を支える都市機能の維持・向上と居住の誘導を図る。

凡例 都市拠点 地域拠点 道路・鉄道等の交通施設

都市拠点

地域拠点

エコ・コンパクトな都市づくりの実現

新旧対照表：P5～P8

50

1. 都市計画の目標
3) 将来の都市構造

都市の魅力活力・暮らしを支える拠点

都市拠点・・・熊本都市計画区域の目指す「多核連携型都市構造」における
“まちづくり”の「核」となる拠点
(交通結節点、サービスの充実、市・町各一箇所以上、地理的条件等の勘案)

赤字：前回から変更

青字：名称の変更

地域拠点・・・周辺住宅市街地の生活の利便に供する拠点
【見直し(案)】

【現行区域マス】

広域総合都市拠点 地域核・生活拠点		
広域総合都市拠点	熊本1	熊本城周辺から熊本駅 (熊本市)
地域核	熊本1	水前寺駅周辺地区 (熊本市)
	熊本2	上熊本駅周辺地区 (熊本市)
	熊本3	南熊本駅周辺地区 (熊本市)
	熊本4	健軍電停周辺地区 (熊本市)
	熊本5	島町・上ノ郷地区 (熊本市)
	合志1	御代志駅周辺地区 (合志市)
	菊陽1	光の森駅周辺地区 (菊陽町)
	嘉島1	嘉島町役場周辺地区 (嘉島町)
	益城1	益城熊本空港IC周辺地区 (益城町)
	益城1	益城熊本空港IC周辺地区 (益城町)
生活拠点	熊本1	子飼地区 (熊本市)
	熊本2	武蔵ヶ丘・楠地区 (熊本市)
	熊本3	北区役所周辺地区 (熊本市)
	熊本4	南区役所周辺地区 (熊本市)
	熊本5	城南総合出張所周辺地区 (熊本市)
	熊本6	長嶺地区 (熊本市)
	熊本7	川尻駅周辺地区 (熊本市)
	熊本8	熊本電鉄堀川・須屋駅周辺地区 (熊本市・合志市)
	熊本9	北部総合出張所周辺地区 (熊本市)
	熊本10	城山地区 (熊本市)
	合志1	合志市役所周辺地区 (合志市)
	菊陽1	菊陽町役場周辺地区水 (菊陽町)
	益城1	益城町役場周辺地区 (益城町)

市計画に
合わせ変更
市計画に
合わせ変更
わかりやすい
名称に変更工業流通
拠点到変更市計画に
合わせ変更市計画に
合わせ変更市計画に
合わせ変更わかりやすい
名称に変更

追加

拠点	No	拠点の位置	(公共交通)	都市機能施設の集積				備考
				商業施設	医療施設	行政施設	教育文化施設	
広域総合都市拠点	熊本	熊本城周辺から熊本駅	○ 熊本駅 市電各駅	○	○	○	○	
	熊本1	水前寺駅周辺地区	○ JR水前寺駅・新水前 寺駅 市電駅	○	○	○	○	
	熊本2	健軍電停周辺地区	○ 市電健軍駅	○	○	○		
	熊本3	平成駅・南熊本駅周辺地区	○ JR南熊本駅、JR平成 駅	○	○			
	熊本4	西熊本駅周辺地区	○ JR西熊本駅	○	○			
	熊本5	上熊本駅周辺地区	○ JR上熊本駅、市電駅	○	○	○	○	
	合志1	御代志駅周辺地区	○ 熊本電鉄御代志駅	○	○		○	
	菊陽1	光の森駅周辺地区	○ JR光の森駅	○	○	○	○	
	嘉島1	嘉島町役場周辺地区	○ イオンモール熊本内 バスターミナル	○	○	○	○	
	益城1	益城町役場周辺地区	○ 益城町交通広場	○	○	○	○	
地域拠点	熊本1	北区役所周辺地区	△ 路線バス バス停	○	○	○		
	熊本2	北部まちづくりセンター 周辺地区	△ 路線バス バス停		○	○		
	熊本3	楠・武蔵ヶ丘地区	△ 路線バス バス停	○	○			
	熊本4	八景水谷・清水亀井地区	○ 熊本電鉄の各駅	○	○	○		
	熊本5	子飼地区	△ 路線バス 子飼バス停	○	○		○	
	熊本6	長嶺地区	△ 路線バス バス停	○	○		○	
	熊本7	南区役所周辺地区	○ JR富合駅 路線バス バス停		○			
	熊本8	城南総合出張所周辺地区	△ 路線バス バス停	○	○	○		
	熊本9	川尻駅周辺地区	○ JR川尻駅	○	○			
	熊本10	西区役所周辺地区	△ 路線バス バス停	○	○	○		
生活拠点	合志1	合志市役所周辺地区	△ 路線バス バス停	○	○	○	○	
	合志2	須屋地区	○ 熊本電鉄駅	○	○			
	菊陽1	菊陽町役場周辺地区	△ 路線バス バス停		○	○		
	菊陽2	原水駅・新駅周辺地区	○ JR新駅(仮称)、JR原 水駅					今後の土地区画整理事業の整備に 併せて地域拠点として集積を図る。
	嘉島1	嘉島東部台地地区	△ 路線バス バス停					今後の土地区画整理事業の整備に 併せて地域拠点として集積を図る。
追加	益城1	益城町惣領地区	△ 路線バス バス停	○	○			

1. 都市計画の目標

3) 将来の都市構造

機能特化型の拠点

広域防災拠点 大規模災害発生時における緊急物資・人員等の輸送受け入れ拠点及び広域防災活動拠点

工業・流通拠点 周辺土地利用との調和を図ったうえで、工業生産、流通業務を計画的に誘導する拠点

広域レクリエーション拠点 . . . 熊本の歴史文化と自然環境を守り広域的な交流を育む拠点、及び広く県民のスポーツ・レクリエーション活動に供し交流を育む拠点

赤字：前回から変更

青字：名称の変更

【現行区域マス】

広域防災拠点、工業・流通拠点、 広域レクリエーション拠点		
広域防災拠点	熊本1	熊本県民総合運動公園
	熊本2	熊本港
	益城・菊陽1	阿蘇くまもと空港
工業流通拠点	熊本1	熊本港臨港地区
	熊本2	熊本IC周辺地区
	熊本3	熊本流通業務団地地区
	熊本4	国道3号沿道近見地区
	熊本5	植木工業団地地区
	熊本6	植木IC周辺地区
	熊本7	和泉IC周辺地区
	熊本8	城南工業団地地区
	熊本9	富合地区
	合志・菊陽1	セミコンテクノパーク地区
広域観光・ レクリエーション 拠点	嘉島1	嘉島JCT周辺地区
	益城1	阿蘇くまもと空港周辺地区
	益城2	益城熊本空港IC周辺地区
	熊本1	江津湖周辺地区
	熊本2	熊本城周辺地区
	熊本3	田原坂地区
	熊本4	塚原古墳公園
	合志1	農業公園カントリーパーク
広域スポーツ・ レクリエーション 拠点	菊陽1	鼻ぐり井手公園
	益城1	テクノリサーチパーク
	嘉島1	浮島周辺水辺公園
	熊本1	熊本県民総合運動公園
	熊本2	アクアドームくまもと

削除

統合

【見直し(案)】

広域防災拠点、工業・流通拠点、 広域レクリエーション拠点		
広域防災拠点	熊本1	熊本県民総合運動公園
	熊本2	熊本港
	熊本3	熊本地方合同庁舎B棟
	熊本4	熊本県庁(新防災センター)
	熊本5	陸上自衛隊西部方面総監部
	熊本6	第8師団司令部
	熊本7	熊本赤十字病院
	益城・菊陽1	阿蘇くまもと空港
	益城1	熊本県産業展示場(グランメッセ熊本)
	益城2	熊本県消防学校
工業・流通拠点	熊本1	熊本港臨港地区
	熊本2	熊本IC周辺地区
	熊本3	熊本流通業務団地地区
	熊本4	国道3号沿道近見地区
	熊本5	植木工業団地地区
	熊本6	植木IC周辺地区
	熊本7	和泉IC、下碓川IC周辺地区
	熊本8	(仮称)城山IC周辺地区
	熊本9	(仮称)砂原IC周辺地区
	熊本10	城南SIC周辺地区
	熊本11	戸島町地区
	熊本12	(仮称)熊本北JCT・IC周辺地区
広域レクリエーション 拠点	合志・菊陽1	セミコンテクノパーク周辺地区
	合志1	(仮称)西合志IC周辺地区
	合志2	(仮称)合志IC周辺地区
	嘉島1	嘉島JCT周辺地区
	益城1	阿蘇くまもと空港周辺地区
	益城2	益城熊本空港IC周辺地区
	熊本1	江津湖周辺地区
	熊本2	熊本城周辺地区
	熊本3	田原坂地区
	熊本4	塚原古墳公園
	熊本5	熊本県民総合運動公園
	熊本6	アクアドームくまもと
	合志1	農業公園カントリーパーク
	菊陽1	鼻ぐり井手公園
	菊陽2	菊陽杉並木公園、くまモンアーバンスポーツパーク
	益城1	テクノリサーチパーク(テクノ中央緑地公園)
	嘉島1	浮島周辺水辺公園
	嘉島2	嘉島町運動公園

追加

追加

追加

追加

追加

追加

追加

九州を支える
広域防災拠点構想

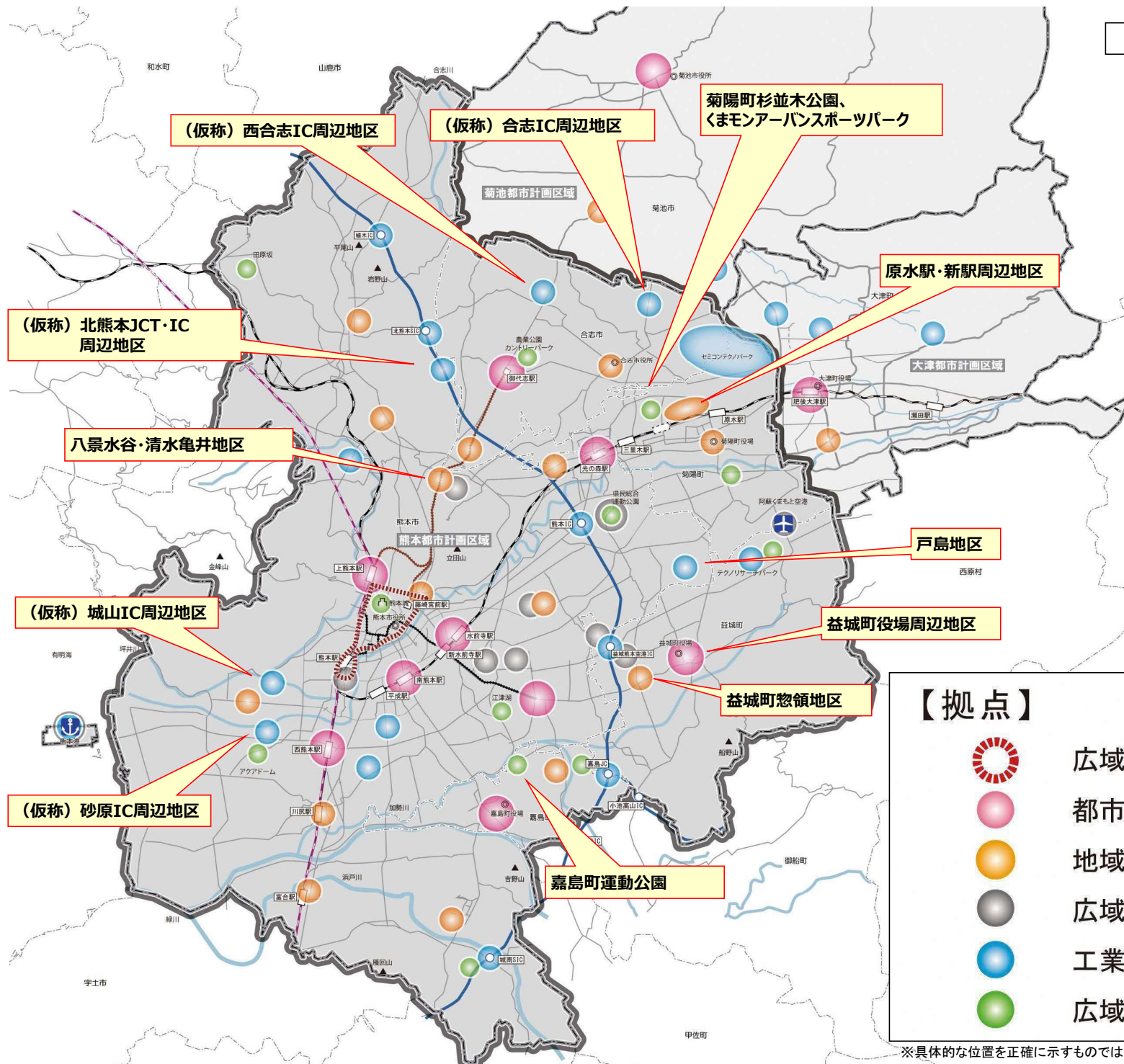
The broader-based disaster facility concept supporting Kyushu

令和4年(2022年)10月



熊本県

主な追加箇所を吹き出しで記載



【拠点】



広域総合都市拠点



都市拠点



地域拠点



広域防災拠点



工業・流通拠点



広域レクリエーション拠点

※具体的な位置を正確に示すものではありません。

2. 「軸」の設定：広域的な交流、都市圏内の交流及び地域内の交流を促進する。

【連携軸】

都市圏の骨格を形成するとともに、拠点間の都市機能を有機的に連携させる幹線道路や鉄道等の交通基盤を連携軸として位置付ける。

赤字：ポイント

① 広域連携軸

- 県内外の周辺都市を結び、**九州全体の中で広域的な連携や交流促進を図るための主要な骨格となる軸**

(九州縦貫自動車道、中九州横断道路、九州中央自動車道、九州新幹線 等)

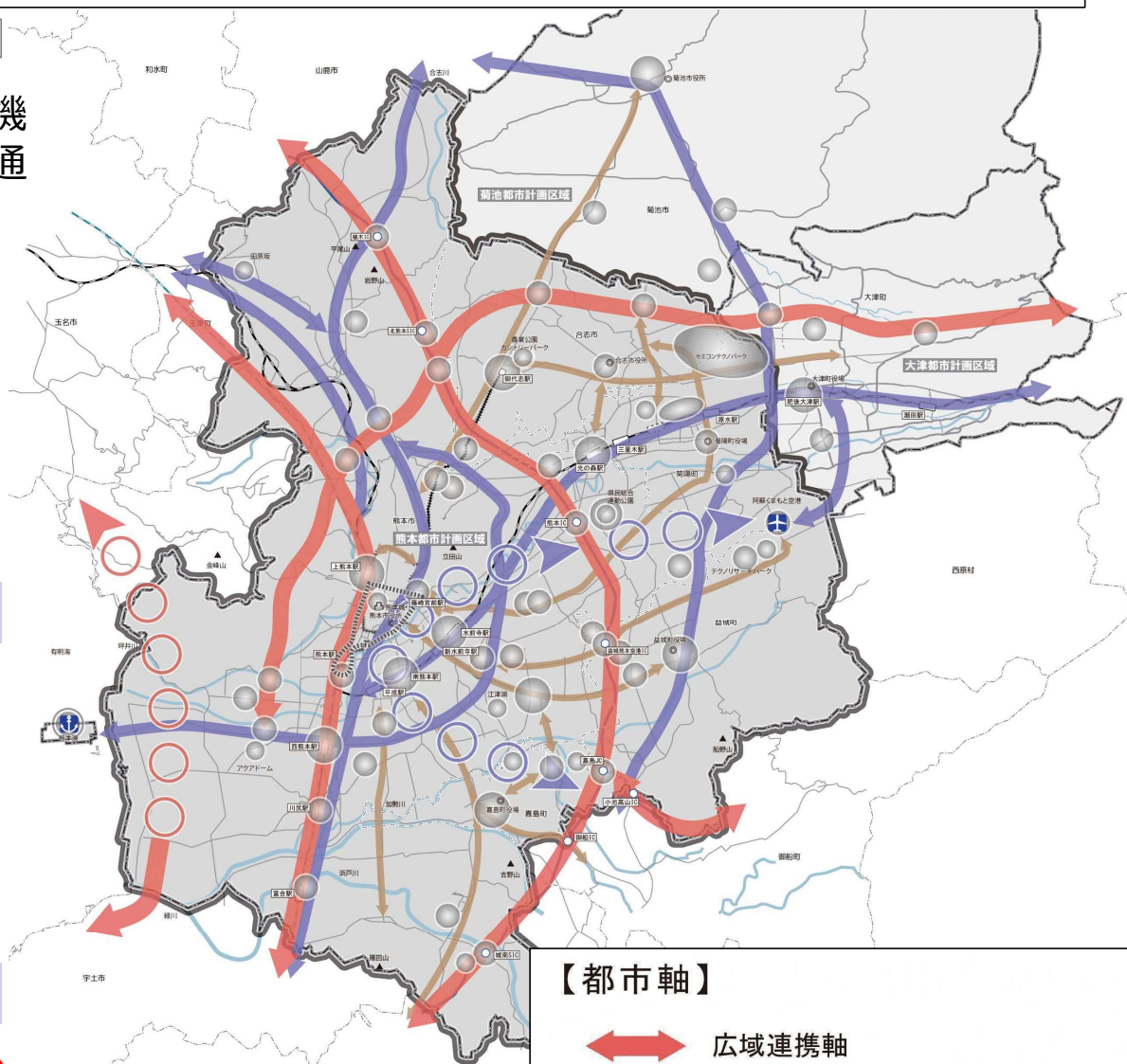
② 都市連携軸

- 広域連携軸を補完し、**広域総合都市拠点および区域内外の都市拠点を幹線道路及び鉄道・路線バス等の基幹的公共交通によって結ばれる軸**

(国道3号、国道57号、国道443号、JR鹿児島本線、JR豊肥本線 等)

③ 地域連携軸

- 都市連携軸を補完し、**主に本区域における拠点間の交流・連携の促進を図るため、幹線道路や基幹的な公共交通のほかコミュニティバスやデマンドバス等の補完的な公共交通によって結ばれる軸**



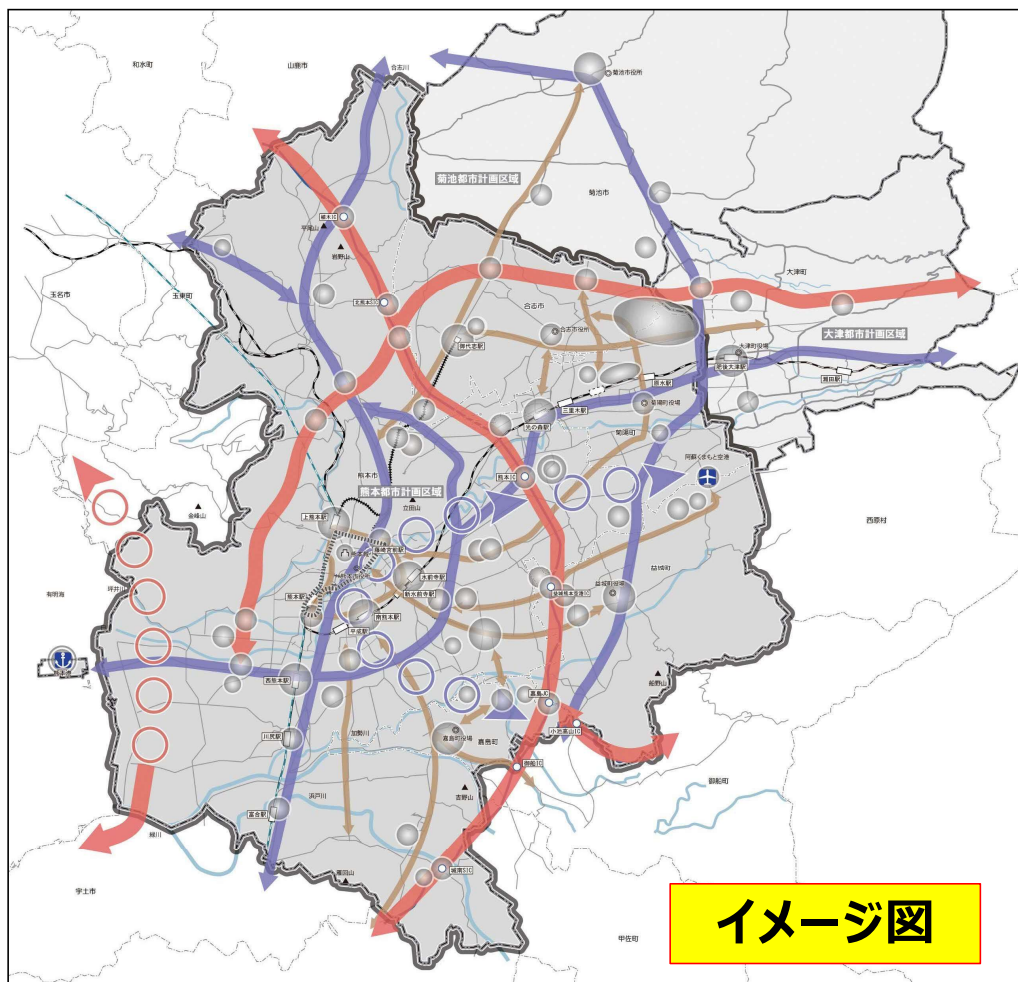
【都市軸】

- ↔ 広域連携軸
- (↔○↔) 高規格道路の未事業化区間
- ↔ 都市連携軸
- (↔○↔) 高規格道路の未事業化区間
- ↔ 地域連携軸

※具体的な位置を正確に示すものではありません。

図はイメージであり、今後関連計画（都市交通マスタープラン、地域公共交通計画）による詳細検討により、更新されていくものです。

道路軸

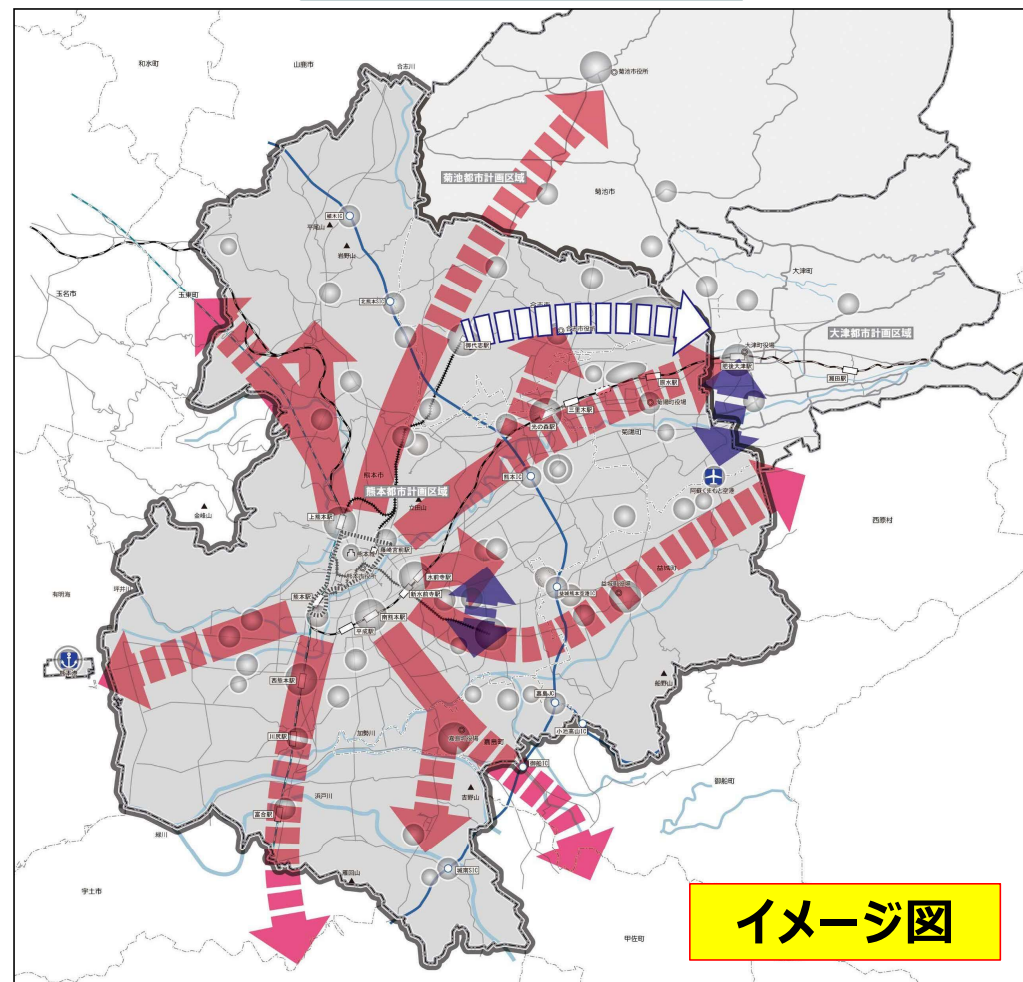


イメージ図

【道路軸】

- ↔ 広域連携軸
- (↔) 高規格道路の未事業化区間
- ↔ 都市連携軸
- (↔) 高規格道路の未事業化区間
- ↔ 地域連携軸

公共交通軸



イメージ図

【公共交通軸】

- 基幹公共交通軸
- 基幹公共交通軸（検討）
- 公共交通検討区間

3. 「ゾーン」の設定：適切な土地利用を図る。

現況の土地利用を踏まえ、秩序ある土地利用を誘導するため**4つのゾーン**を定める。

①市街地ゾーン

<中心市街地>

土地利用の更新と高度利用により高次都市機能の充実を図る。

(熊本城周辺から熊本駅に至る「広域総合都市拠点」を形成する中心市街地)

<中心部周辺市街地>

商業・業務施設等の都市機能の充実や都市の利便性を享受できる中高層住宅の集積を図る。

(中心市街地周辺の国道57号東バイパスと白川に囲まれた市街地及びJR鹿児島本線西側の市街地)

<郊外部市街地>

地域生活サービスに資する都市機能を配置し、周辺の住宅地と調和した良好な住環境の充実を図る。

(都市拠点・地域拠点を中心とした市街地)

②農畜産・集落ゾーン

白川・緑川流域に広がる田園空間や市街化調整区域内の農用地は、農業生産基盤としてのみならず、地下水涵養や家畜飼養にも適しており、その良好な機能を長期的に維持するため、当該区域の保全を図る。

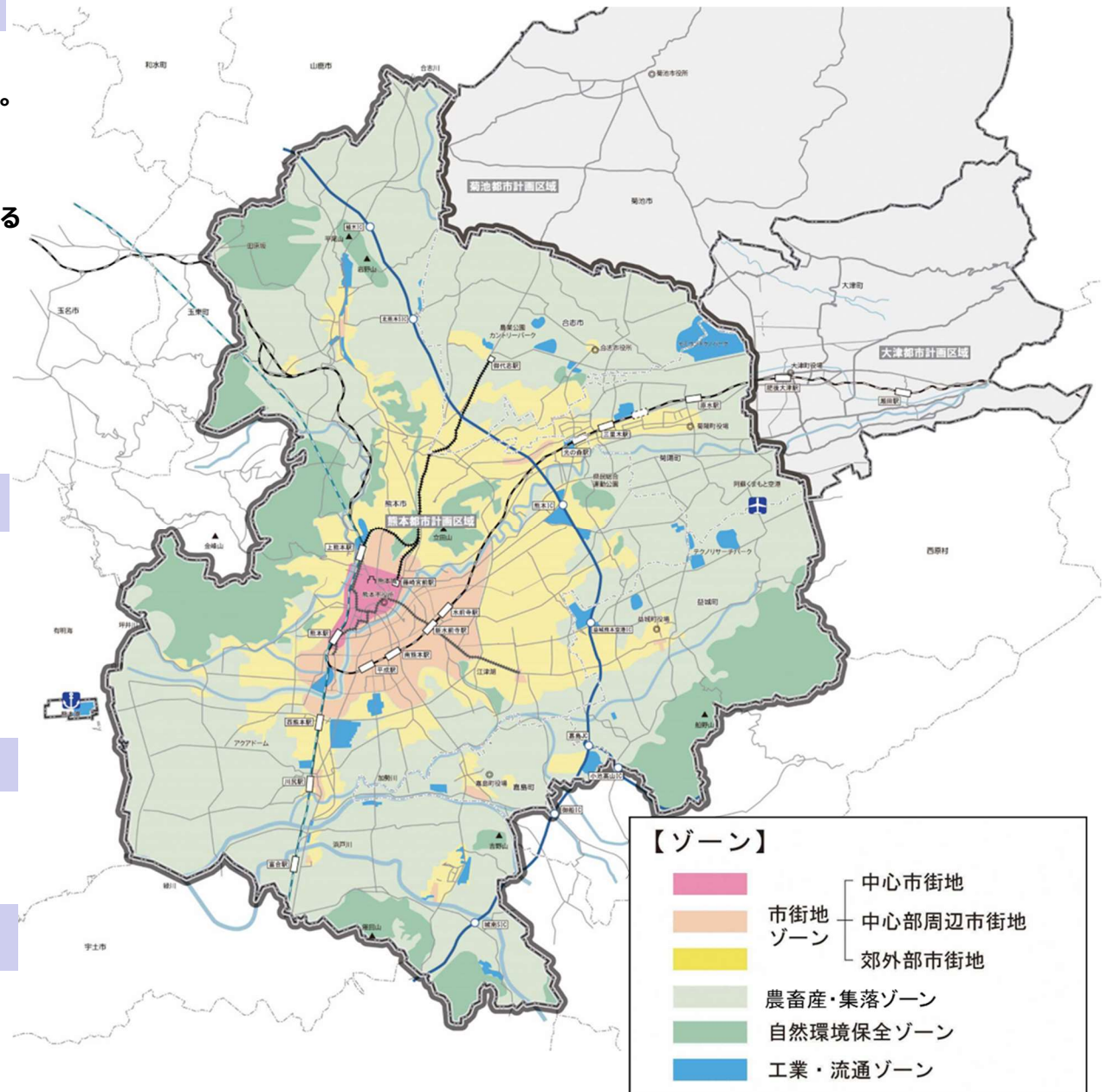
また、周辺に形成される集落等では、農畜産業を基盤とした地域コミュニティを維持しながら、住環境と生業の両面において、その調和と暮らしの質の向上を図る。

③自然環境保全ゾーン

本区域の山林や丘陵地は、動植物の生息域となる豊かな自然環境、雄大な景観を有する地域であり、阿蘇外輪に源を有する貴重な地下水の水源涵養域でもあるため、自然環境保全ゾーンとして、その保全を図る。

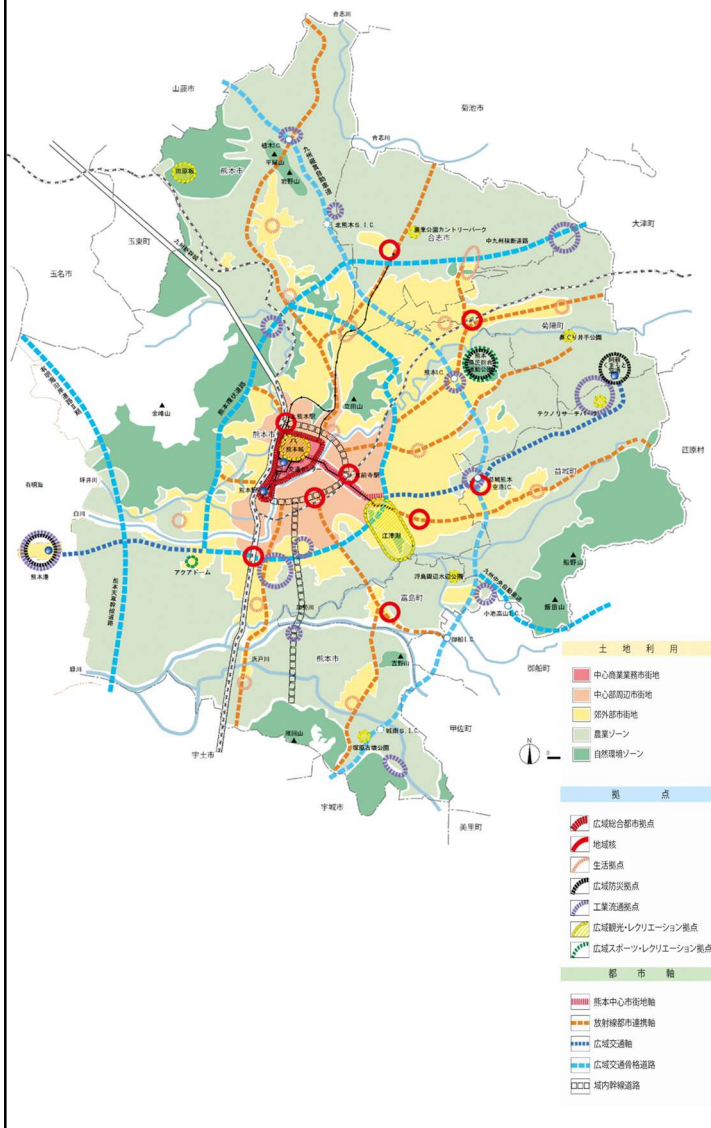
④工業・流通ゾーン

工業・流通業務地として関連施設が立地・集積しており、引き続き、工業・流通施設の集積・充実を図る。

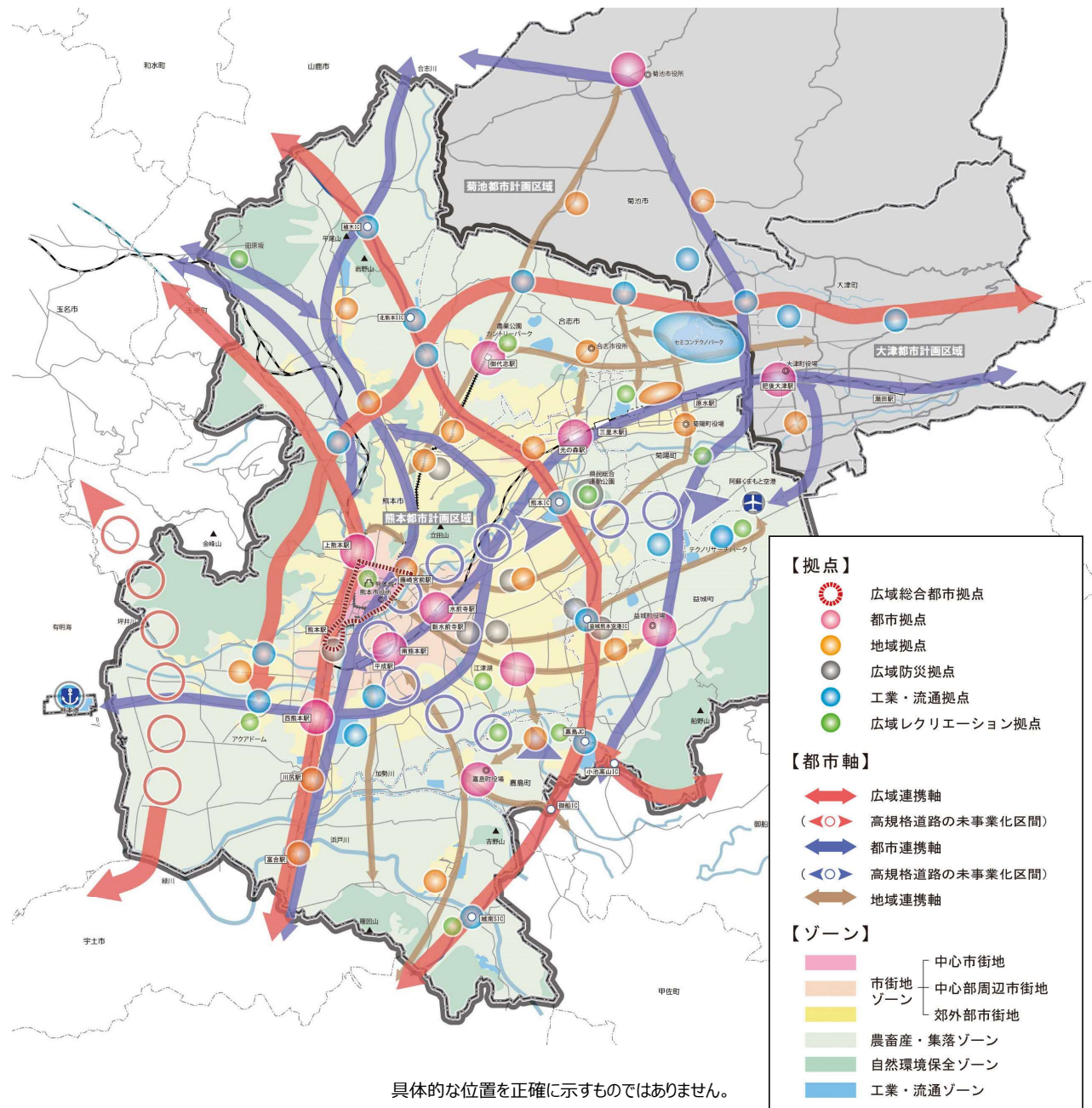


都市の魅力活力・暮らしを支える拠点

現行マスタープラン



見直し（案）
<将来都市構造図>



具体的な位置を正確に示すものではありません。

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4.都市計画の進行管理	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）将来の都市構造 4）各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 「くもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ 2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4.都市計画の進行管理

見直しの方向性 1 を踏まえて修正

見直しの方向性 3 を踏まえて追加

「1.都市計画の目標」について 4)各種の社会的課題への対応

(1) 人口減少・少子高齢社会等への対応（課題①）（目標1,3） 拡

本区域の人口は、令和2年（2020年）時点では増加傾向にあるが、国立社会保障人口問題研究所の「地域別将来推計人口（令和5年推計）」では、今後減少見込みとなっている。また、高齢化率は26.3%と全国平均の28.7%を下回る水準に留まっているが、今後の出生率の低下や平均寿命の延伸により少子高齢化の進行が予測される。

少子高齢社会にあって誰もが生き甲斐を持って社会に参加し、互いに助け合って地域で暮らし続けるためには、安心して街に出て快適に活動することができる都市基盤が必要である。そのため、公共交通やそれを補完する多様な交通手段の充実、道路におけることもや高齢者が歩きやすい歩行空間の創出、子育て支援施設・老人福祉施設などの公共公益施設等における安全性・快適性の向上を図る。加えて、地域社会における多様なニーズに適切に対応した生活サービス機能の確保を図り、ハード・ソフト両面から、ユニバーサルデザインに配慮した“人にやさしい都市づくり”を推進する。

また、都市基盤施設の整備は、既存ストックの有効活用を基本としながら、より効果的かつ効率的な整備に努める。人口密度が低い市街地ほど社会資本の維持管理や更新費用等の1人あたりの行政コストが高くなることから、低密度な市街地の発生につながる無秩序な都市の拡大を抑制し、エコ・コンパクトな都市づくりを進めていく。さらに、今後予想される空き家や老朽建築物の増加による都市のスポンジ化に対して都市アセットとして有効活用を促し、中心市街地等の既存市街地の高密度化、都市機能の充実を図る。

(2) 恵まれた自然環境の維持保全（課題②）（目標4） 拡

本区域は、阿蘇と金峰山の山々につながる台地や平野を流れる白川、緑川、加勢川、坪井川の表流水と台地の地下を流れ平野に湧き出る地下水により、一体的な水環境を形成している。また、金峰山系及び阿蘇外輪山麓から展開する山々や、白川、緑川、江津湖等の河川湖沼により、豊かな自然環境を形成している。

地球環境の有限性が強く意識される今日、熊本の都市生活、都市活動の共通の基盤となっている「公共水」としての地下水をはじめとする豊かな水環境や緑の環境を守っていくことが求められている。

特に、熊本の地下水は熊本都市圏100万人の生活と産業を支える、かけがえのない県民の宝であるため、半導体関連産業の集積が進む中で、今後も取水量と涵養量のバランス、及び水質の保全を図ることが重要である。

このため、森林と農地の保全による水源の涵養、宅地等における雨水の地下浸透、公共下水道整備や合併処理浄化槽設置等の生活排水対策による水質の保全、災害防止と水辺自然環境の保全を両立させた親水空間の整備、森林の保全による公益的機能の発揮等、地域住民の参加・協力と総合的な施策の実施による“熊本の水、緑を守る都市づくり”を推進する。

(3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応（課題②、④）（目標1,4） 拡

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、交通需要が軽減される都市構造への誘導、自動車から公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、再生可能エネルギーの導入促進、化石燃料に依存しない自動車への転換、省エネルギー化、エネルギーの有効活用、グリーンインフラの取組み等を推進する。

また、ネイチャーポジティブ等の世界的潮流を踏まえ、生態系を支えるまとまった緑の保全を図ること、生物多様性の保全など自然環境との共生にも十分配慮するとともに、水や緑の空間を組み込んだ市街地の整備などのまちづくりGX（グリーン・トランスフォーメーション）の取組みを通じて、潤いとゆとりのある都市環境の形成を行う。

(4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応（課題⑥）（目標1） 拡

平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨をはじめ、全国的にも大地震、風水害、高潮災害等の自然災害が激甚化・頻発化しており、都市防災の強化や防災意識の向上が求められる。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図り、安全で安心な生活環境を確保するため、防災施設の整備に加え、避難地・避難経路の確保、防災機能をもった公園の整備、避難所となり得る学校の体育館等の耐震化、市街地の不燃・耐震化等を推進する。また、災害リスクの高いエリアにおける開発規制や、安全性の高いエリアへの居住誘導を促進する。さらに、自主防災組織の強化や、河川監視カメラ、避難基準、防災マップ等、ソフト対策の充実による減災対策を推進する。

(5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応（課題③、④、⑤）（目標1） 拡

近年の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、見通しや明るさの確保等による犯罪防止に配慮した、道路・公園等の附属施設の設置を促進するとともに、安全なこどもの居場所（遊び場）の確保にも努める。また、交通の面では、幹線道路や街区道路等における歩道空間や自転車走行空間の整備を引き続き推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを進める。

(6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成（課題②、④）（目標4）

緑、水に代表される自然や、これまでの生活のなかで形成されてきた優れた歴史的・伝統的なまち並みをはじめとする地域の個性ある景観資源を活用し、良好な景観形成を行うことにより、都市の再生や地域の活性化を図り、地域の文化を育む都市づくりを進める。

(7) 「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応（課題③、⑦）（目標2） 新

次項で説明

(8) 厳しい都市経営への対応と、官民連携のまちづくり（課題⑧）（目標5） 拡

人口減少社会における税収の減少、社会資本の老朽化による維持管理費用の増加に伴う、厳しい都市経営への対応が必要となる。

また、人々の暮らし方・働き方は多様化しており、時代の変化に柔軟に対応し、誰もが安心して快適に暮らせることができる都市づくりを推進していく必要がある。

さらに、都市計画においては、住民自らの主体的な参加に加え、行政、住民、NPO（特定非営利活動法人）、企業等の多様な立場の人々が新たな魅力や価値を共に創り上げる、「共創社会」の実現に向けた仕組みづくりが必要である。

これらのことから、今後、厳しい都市経営の現状について住民等への理解を求めつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用することで、業務の効率化・自動化による労働生産性の向上を図るとともに、多様な暮らし方・働き方の提供による豊かな生活の実現を図る。

また、多様な立場の人々が連携・協働し、人間中心の視点で居心地よい環境をつくる官民連携のまちづくりを推進する。

(7)「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応（課題③、⑦、【指摘8】）（目標2） **新**

赤字：ポイント

くまもとサイエンスパーク推進ビジョン（概要版）

1 趣旨と位置付け

令和5年3月に策定した「くまもと半導体産業推進ビジョン」や令和5年10月に策定した「新大空港構想」では、熊本県が目指す姿として「安定した半導体人材の確保・育成」、「半導体イノベーション・エコシステムの構築」、「交通ネットワークの構築」、「産業力の強化」などを掲げている。

このような本県が目指す理想の実現するため、台湾のサイエンスパークを参考としつつ、自然環境と調和したさらに良い、熊本に合った形での施策が、「くまもとサイエンスパーク」であり、これを具現化し、本県が目指す理想の姿を実現するために、本ビジョンを策定。

2 くまもとサイエンスパークの基本理念

(1) 分散型サイエンスパーク

半導体関連企業が集積し、周辺で工業団地整備や住環境整備が進むセミコンテクノパーク周辺地域において、必要な機能を複数の拠点で分担する「分散型サイエンスパーク」を目指す。

(2) 周辺開発に関する対応方針

本ビジョンに即した土地利用を誘導していくため、地区計画制度等を活用し、県及び市町で連携して手続き等を進め、くまもとサイエンスパークの充実・拡充を図る。

3 くまもとサイエンスパーク 5本の矢

(1) 半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積

半導体関連企業に加え、AI、自動運転、ロボット、遠隔医療など社会実装が期待される**半導体ユーザー企業**を誘致

(2) 新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備

理想的な産学官連携の受け皿となる**新たな拠点整備**を「官民連携」で取り組み、イノベーションの創発拠点を目標とする。

(3) 「パークマネジメント法人」の設立

新たな拠点では**賃貸をベースとし、土地やワンストップサービス**を提供する「パークマネジメント法人」を設立

(4) 半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致

半導体人材育成に特化した、この分野でオンリー1の地位を確立できる**世界に類を見ない大学または学部**の立地

(5) 学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備

半導体製造の基本を学べる**クリーンルーム**など**共同利用施設**を整備

4 くまもとサイエンスパークを支える施策

(1) 生活・住環境の充実

公共交通が整備された地域を中心に**住宅、サービスアパートメント、ホテル、商業施設、飲食店、インターナショナルスクール**等が立地できる**環境整備**を推進

(2) 交通をはじめとする関連インフラの充実

今後の交通需要の変化を注視しながら、基幹となる道路ネットワーク強化に組み込み、**自動運転バス、BRT、新たな大規模輸送システムの導入、鉄道の充実化**等の検討を進め、公共交通機関へのシフトを図る

(3) 物流機能の向上

門前倉庫、保税倉庫、危険品倉庫等の設置・運営を担う企業の誘致とともに、港湾関係者や企業も交え、効率的な供給体制の確立・輸送コスト削減、八代港・熊本港の新規航路の誘致などにより**物流機能を向上**

(4) 地域のための共同研究

企業が求める技術のみならず**地域活力が向上**するような**新技術創出と社会実装**により県全域への波及効果を拡大

(5) 国家戦略特区の活用

国家戦略特区として**人材育成の取組強化、産学官連携の推進等に対し規制緩和**等を積極的に活用

5 将来展望

空港の南側に進むライフサイエンスをテーマとしたメガプロジェクトとの連携も見えてくる。

中九州横断道路の整備完了を見据え、県南エリアにも波及効果が及ぶよう長期的、広域的な取組みとして今後拡張を図る。

九州地域戦略会議が「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」で示した「イノベーション・カルチャ」のビジョンのとおり、今後九州各地で整備が進む各拠点を連携。

東アジアにおける代表的な産学官連携拠点を目標とする。

区域ズミに反映

くまもとサイエンスパークのイメージ

くまもとサイエンスパークの基本理念

①サイエンスパークに必要な機能を複数の拠点で分担する「分散型サイエンスパーク」

②分散型における拠点間の連携に関しては、立地企業間や大学・研究機関との共同研究を行うなど、有機的な繋がりを実現

くまもとサイエンスパーク5本の矢

①半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積

②新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備

③「パークマネジメント法人」の設立

④半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致

⑤学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備

AI 自動運転

ロボット 遠隔医療

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

熊本県立大学

「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」R7.3策定 熊本県

(7)「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応

分散型の熊本サイエンスパークの構築・充実を図るとともに、世界に開かれた「新生シリコンアイランド九州」を牽引していけるよう、都市計画として以下の取組みを推進

①農業振興と産業集積の両立を図った土地利用の誘導

- 基盤整備が行われていない農地へ集約・誘導するなどの土地利用調整を行うことで農畜産業との両立・調和を図る。
- 開発整備の必要性について慎重に判断の上、地区計画等を用いて適切な土地利用の誘導する。

②交通をはじめとする都市基盤の整備・充実

【交通ネットワークの充実】

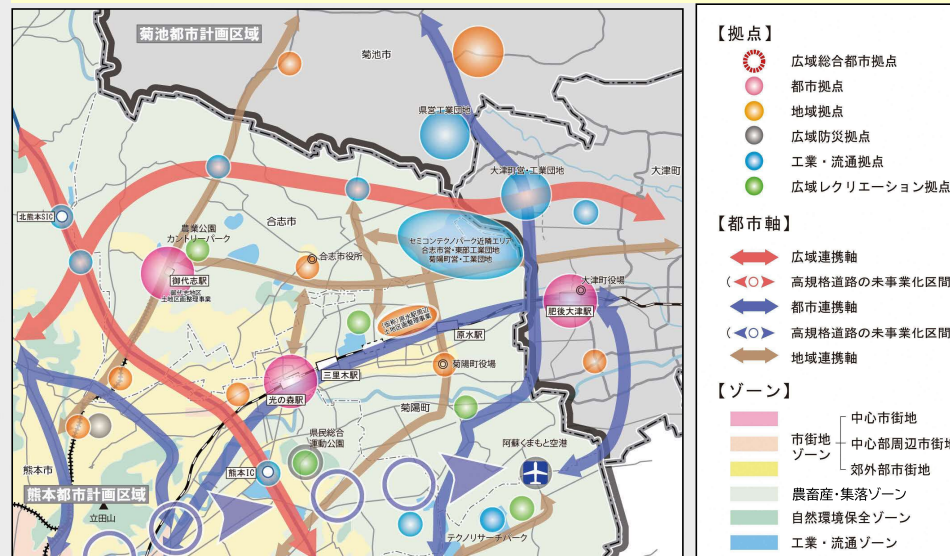
- 将来的な基幹道路ネットワーク強化に取組むことで物流の効率化、人流の円滑化を図る。
- 自動車から公共交通への転換を図るため、公共交通の充実を図る。

【下水道、公園・緑地】

- 工場からの排水や生活排水を適正かつ確実に処理するため、地域に応じた下水道施設を整備する。
- 防災機能を有した公園緑地等について、市町や立地企業と連携して配置・整備する。

③住環境の充実

- 交通利便性の高いJR豊肥本線の沿線など、公共交通が整備された地域を中心に生活環境の充実を図る。
- 土地区画整理事業等により、住宅、ホテル、商業施設、飲食店、インターナショナルスクールなどが立地できるような環境整備を促進する。



※具体的な位置を正確に示すものではありません。

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

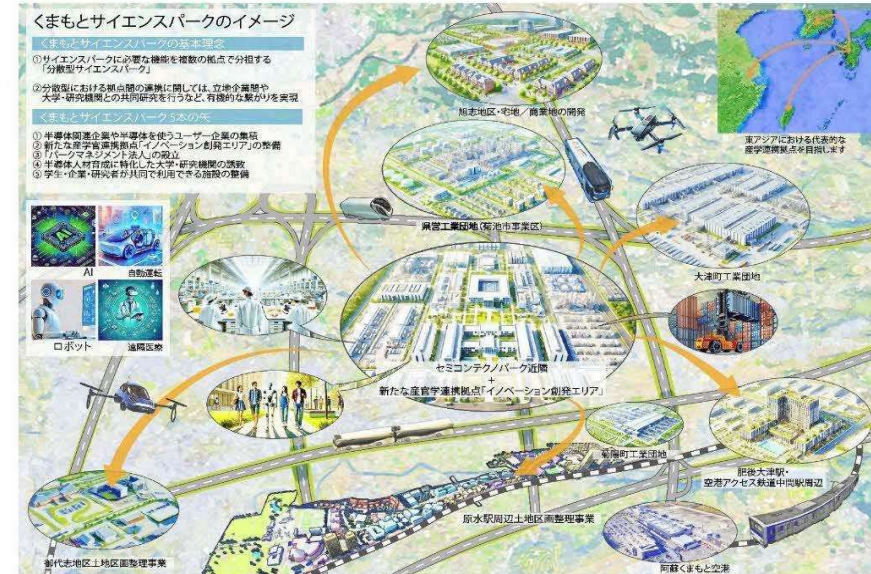
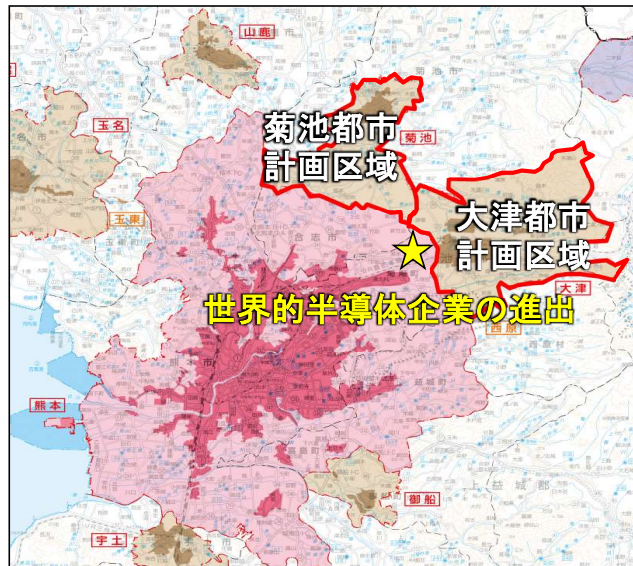
【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）都市防災への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）将来の都市構造 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）激甚化・頻発化する自然災害への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 （8）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり
5）都市計画区域の広域的位置づけ	5）都市計画区域の広域的位置づけ
2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針 3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 （1）基本方針 （2）都市防災への対応方針
4.都市計画の進行管理	4.都市計画の進行管理



現行	見直し(案)
(4)都市計画区域の広域的位置づけ (1)他都市計画区域との連携 本区域は広域的都市圏の中で、中枢となる都市計画区域であるため、社会経済活動の広域化の進展につれて、周辺区域からの通勤・通学等の交通流動が増しており、周辺区域と連携し整合の取れた都市づくり及び都市計画を行っていく。 (2)都市計画区域外との土地利用の整合 本区域を構成する2市3町の行政区域のうち、都市計画区域外は、熊本市の金峰山周辺と有明海に面する河内町地区等の約3,400haの区域である。 当該区域の多くが自然公園区域、農用地区域であり、大きな人口増加や宅地化の動向は見られないため、現時点では、都市的土地利用の計画的な規制誘導の方策の必要性は低い。	(4)都市計画区域の広域的位置づけ (1)他都市計画区域との連携 本区域は広域的都市圏の中で、中枢となる都市計画区域であるため、社会経済活動の広域化の進展につれて、周辺区域からの通勤・通学等の交通流動が増しており、周辺区域と連携し、整合の取れた都市づくり及び都市計画を行っていく。 特に、世界的半導体企業の進出以降、本区域と隣接する菊池都市計画区域や大津都市計画区域においても関連産業の集積や宅地開発が活発化しているため、一体的な都市基盤の整備などこれらの都市計画区域との連携を更に強化していく。 (2)都市計画区域外との土地利用の整合 本区域を構成する2市3町の行政区域のうち、都市計画区域外(都市計画区域が指定されていない範囲)は、熊本市の金峰山周辺と有明海に面する河内町地区等の約3,400haの区域である。 当該区域の多くが自然公園区域、農用地区域であり、大きな人口増加や宅地化の動向は見られないため、現状では都市的土地利用の計画的な規制誘導の必要性は低い。 なお、高規格道路である有明海沿岸道路の整備が進むこととなった場合、インターチェンジ周辺等の土地需要が高まることが予測されるため、その際は、農林漁業との調整を図りながら、必要に応じて都市計画区域の変更(区域の拡大)を検討する。

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3）地域ごとの市街地像 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）都市防災への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ	1.都市計画の目標 1）都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2）都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3）将来の都市構造 4）各種の社会的課題への対応 （1）人口減少・少子高齢社会等への対応 （2）恵まれた自然環境の維持保全 （3）地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 （4）激甚化・頻発化する自然災害への対応 （5）安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 （6）歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 （7）「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 （8）厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5）都市計画区域の広域的位置づけ
2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針	2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1）区域区分の決定の有無 2）区域区分の方針
3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	3.主要な都市計画の決定の方針 1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5）都市防災に関する方針 （1）基本方針 （2）都市防災への対応方針
4.都市計画の進行管理	4.都市計画の進行管理

区域区分の決定の有無及び区域区分との方針について

将来推計人口の方向性

第2回検討委員会

【将来人口を検討する上で、考慮が必要な3つの視点】

- ① H28年熊本地震やコロナ禍による社会増減の影響が長期的に考慮されている可能性がある。
- ② TSMCの進出に起因する近年の人口動態が考慮されていない可能性がある。
- ③ 社人研推計が、実際の人口動向と乖離している可能性がある

【3つの視点の検証】

- ① H30社人研推計に対して、R5社人研推計の方が急激な減少トレンドとなっている。
➡ 熊本地震やコロナ禍が長期的に考慮
- ② R5社人研推計では特に、R7以降の減少が急激となっている。
➡ TSMCの影響が考慮されていない。
- ③ R5社人研推計は実際の人口に対して、大きく乖離している。
➡ 社人研推計と実際の人口と乖離

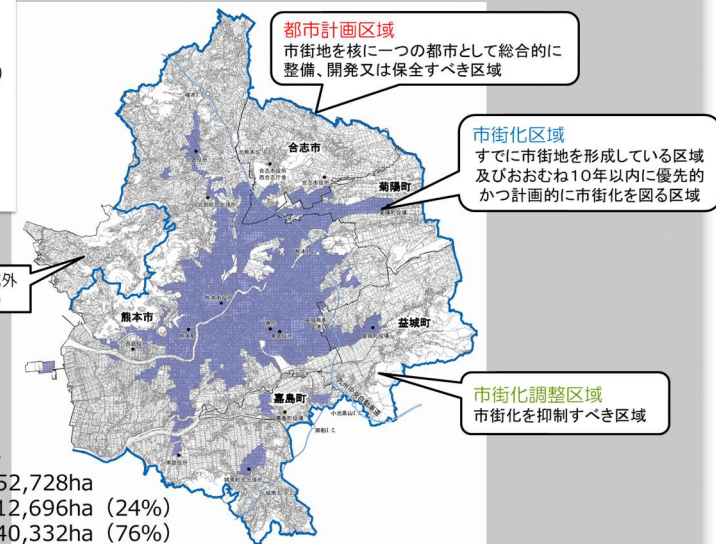
【熊本県の方針】

社人研の人口推計と実際の人口動向が乖離している点、TSMCの影響が考慮されていない点を踏まえ、近年の実際の人口動向を基に、熊本県独自の推計を行う。

<区域の範囲>

熊本市（一部除く）
合志市
菊陽町
嘉島町
益城町

都市計画区域外
（旧河内町）



<R5.3.31 現在>

都市計画区域	52,728ha
市街化区域	12,696ha (24%)
市街化調整区域	40,332ha (76%)

資料：熊本県 都市計画区域マスタープラン 基本方針 R31(第2回改訂)

■ 区域区分の決定の有無

- 地方自治法第252条の19に基づく指定都市（政令市：熊本市）が含まれていることから、都市計画法第7条第1項第2号の規定に基づき、**区域区分を定める**。
- 熊本市、合志市、益城町、菊陽町、嘉島町は地形的な自然条件、通勤・通学・買物移動等の日常生活圏、主要な道路網のつながり等による結びつきが、都市的土地利用の広がりから、一体となった都市を形成している。

県独自推計に基づく
将来人口を設定

第3回検討委員会

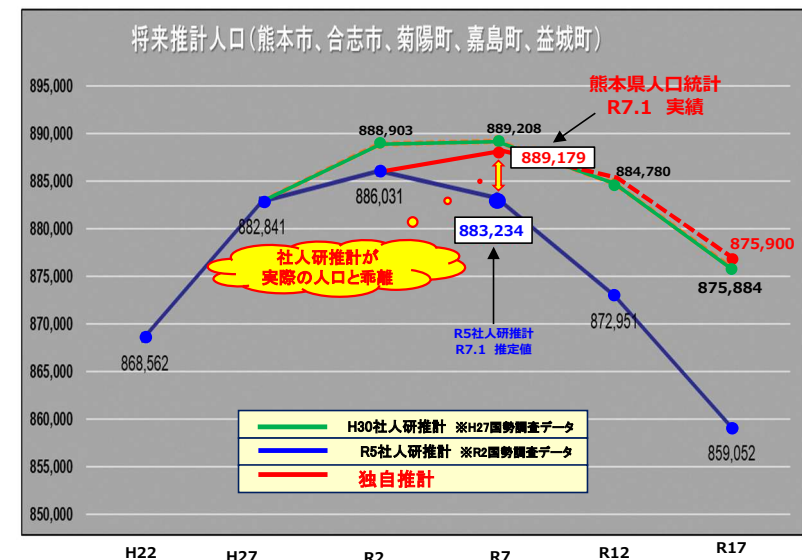
■ 将来のおけるおおむねの人口

- 熊本都市計画区域人口： 令和 2年 886.0 千人
令和17年 875.9 千人 ➡ **-10,100人**
- 市街化区域人口： 令和 2年 741.9 千人
令和17年 742.7 千人 ➡ **+800人**

【参考】 区域区分の規模等 ←本計画とは別の都市計画決定事項

- 熊本都市計画区域内の市街化区域拡大については、**県と熊本市が市街化区域人口の将来予測の増加を上限として拡大を検討する**。
- 県は、熊本市以外の区域区分（線引き）を定める。
- 熊本市内の区域区分（線引き）については、政令市である熊本市が定める。

国と協議中



見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2) 都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3) 地域ごとの市街地像 4) 各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5) 都市計画区域の広域的位置づけ 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 4. 都市計画の進行管理	1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2) 都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3) 将来の都市構造 4) 各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5) 都市計画区域の広域的位置づけ 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5) 都市防災に関する方針 (1) 基本方針 (2) 都市防災への対応方針 4. 都市計画の進行管理

見直しの方向性 1 を踏まえて追加

5) 都市防災の方針 新

(1) 基本方針

- 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめとする災害経験で得られた教訓を踏まえ**ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進**する。
- 災害リスクの高い区域から災害リスクの低い区域への居住誘導を促す**ことで、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを目指す。
- 交通ネットワークの強靱化を図るほか、密集市街地における都市防災の強化など、平常時の利便性と災害時の安全性を両立する都市空間整備を推進**する。
- 大規模災害発生後に、早期に的確な復興まちづくりに着手し、迅速な復旧・復興を進めるため、**平時から復興まちづくりのための事前準備の取組みを推進**する。

(2) 都市防災への対応

① 防災・減災のための施設整備

- 洪水・内水被害を防ぐため、河川改修や下水道整備などを推進する。
- 土砂災害を防止するための砂防堰堤等の施設整備を推進するとともに、保水機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などを適切に保全する。
- 近年の気候変動による集中豪雨の多発等を踏まえ、**浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進める**。

② 災害情報の周知、防災意識の向上

- 災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、**平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行う**。
- 住民一人ひとりが、災害時の避難行動を時系列で整理した「マイ・タイムライン」をあらかじめ作成し、その普及を通じて、地域における**自助・共助の推進を図る**。

③ 災害防止のための土地利用の規制・誘導

- 土砂災害特別警戒区域等の**災害レッドゾーンの指定状況を踏まえ**、市町と連携しつつ居住者等との合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を検討する。
- 市街化調整区域において地区計画を活用して開発行為を行う場合は、原則、災害リスクの高い区域は含めないこととする。
- 市町は立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた誘導区域を設定するとともに、防災指針において、適切な防災・減災対策を位置付けることとする。
- 学校や社会福祉施設等の**要配慮者利用施設**については、立地適正化計画における誘導施設に位置付けるなどし、**安全性・避難路・避難場所等を踏まえた位置に誘導を図る**。

④ 災害に強い市街地の形成

- 建築物の倒壊等の被害から住民の生命、財産を保護するために、建築物の耐震知識の普及を図るとともに、**既存建築物の耐震診断、改修を促進**する。
- 密集市街地においては、その改善に向けて、計画的な土地利用とともに、延焼防止のためのオープンスペースとなる道路や公園などの都市施設整備を一体的に検討**する。
- 雨水の保全機能及び土砂の流出を防止する森林など**防災上重要な役割を果たす緑地等については、グリーンインフラとして適正に管理するとともに、その保全を図る**。

⑤ 避難所、避難路の整備

- 大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、安全を確保するため、**防災機能を備えた公園の整備や学校の体育館等の耐震化を推進**する。
- 市街地における大規模火災に際し、避難者の生命、身体を保護するために、必要な規模及び構造を有する広域避難場所としての都市計画公園等の整備計画を検討する。
- 避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、**指定緊急避難場所等に通じる道路や、緑地及び緑道の整備、福祉避難所の確保・整備などに取り組むものとする**。

⑥ 災害に強い交通ネットワークの確保

- 大規模災害発生時に「命の道」となる中九州横断道路の整備を促進するとともに、**強靱で信頼性の高いネットワークの構築**を図る。
- 緊急輸送道路については、災害に強い舗装の整備や無電柱化に努めるとともに、老朽橋や耐久性・耐震性の不足している橋梁の架け替えや耐震補強に取り組む。
- 防災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために、**緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化に努める**。

⑦ 様々な関係者の協働により取り組む「流域治水」の推進

- 河川、下水道管理者等の管理者が主体となって行う従来の治水対策に加え、行政・企業・住民等、**あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める**。

⑧ 復興まちづくりの事前準備の推進

- 市町は、災害発生直後から始まる**復旧・復興の初動期に的確に対応し、早期に復興まちづくりに着手**できるよう、過去の災害から得られた課題・教訓等を踏まえ、**あらかじめ災害対応と復旧時期を想定した方針等を事前に計画として位置付けておくことが重要**
- こうした事前準備によって、災害後の混乱期に迅速かつ的確な判断・対応が可能となり、「被災後の職員の負担軽減」、「復興まちづくりに対応可能な人材育成」、「復興体制等の整備による復興までの時間短縮」などを通じて、**誰一人取り残さない復興の実現を目指していく**。

(イメージ図)



【出典：国交省資料】

見直しの方向性

1. 頻発・激甚化する自然災害への対応

【課題：②土地利用、⑥大規模災害】

2. 持続可能なまちづくりへの対応

【課題：①コンパクト、②土地利用、③都市施設、
④公共交通、⑤低未利用地、⑧マネジメント】3. 世界的な半導体企業の進出に伴う
新たな産業集積への対応【課題：②土地利用、③都市施設、④公共交通、
⑦産業動向、農業振興と自然環境に配慮】

反映

現行	見直し（案）
<u>1.都市計画の目標</u> 1) 都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2) 都市づくりの目標 「豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり」 「住民と行政が協働により取り組む都市づくり」 3) 地域ごとの市街地像 4) 各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 都市防災への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5) 都市計画区域の広域的位置づけ <u>2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 <u>3.主要な都市計画の決定の方針</u> 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 <u>4.都市計画の進行管理</u>	<u>1.都市計画の目標</u> 1) 都市づくりの基本理念 『豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる 持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』 2) 都市づくりの目標 「災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」 「多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり」 「さまざまな交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり」 「豊かな自然・歴史文化・景観とが調和した環境と共生する都市づくり」 「住民と行政等が共創により取り組むまちづくり」 3) 将来の都市構造 4) 各種の社会的課題への対応 (1) 人口減少・少子高齢社会等への対応 (2) 恵まれた自然環境の維持保全 (3) 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 (4) 激甚化・頻発化する自然災害への対応 (5) 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 (6) 歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 (7) 「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた対応 (8) 厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり 5) 都市計画区域の広域的位置づけ <u>2.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> 1) 区域区分の決定の有無 2) 区域区分の方針 <u>3.主要な都市計画の決定の方針</u> 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 5) 都市防災に関する方針 <u>(1) 基本方針</u> <u>(2) 都市防災への対応方針</u> <u>4.都市計画の進行管理</u>

都市計画の進行管理の見直し（案）

持続可能な都市経営

拡

機動的で柔軟な都市設計

新

デジタル技術の活用

新

一人ひとりに寄り添うまち

拡

「共創」のまちづくりの推進

新

県と市町の連携強化

拡

赤字：見直し箇所

進行管理の方針

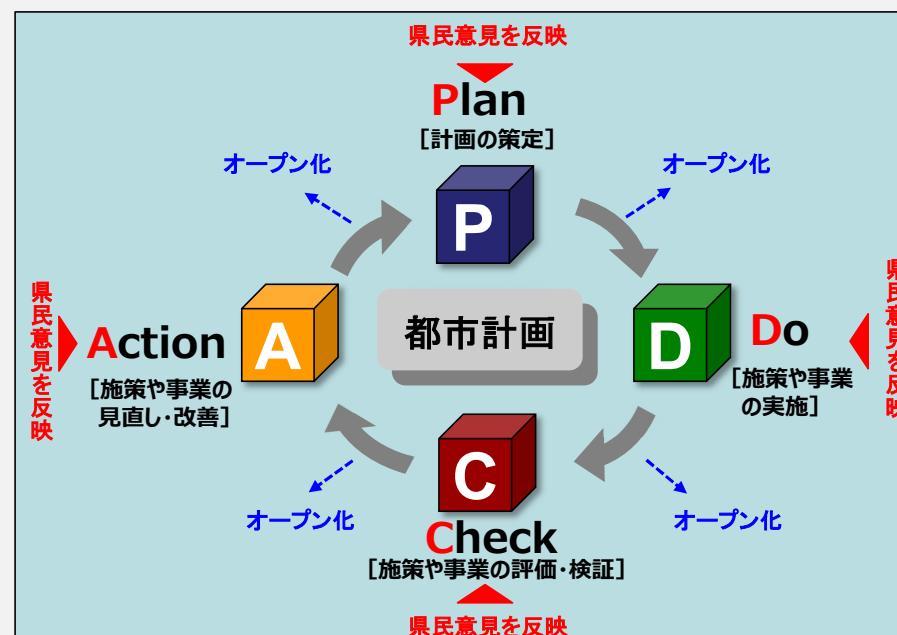
全国的な人口減少が続くなか、本区域では近年増勢が見られるものの、将来的には緩やかな減少局面への転換が見込まれる。こうした状況を踏まえ、本区域が将来にわたり「住みたい」「住み続けたい」都市でありつづけることを目指し、県と市町が連携のうえ施策を実施・検証しながら都市計画を一体的に管理する。

マネジメントサイクルによる都市計画の進行管理

マネジメントサイクルは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）による施策の実施と検証のサイクルである。

概ね5年間隔で、関係行政機関が本Plan（計画）のDo（実行）状況をCheck（点検・評価）し、これに基づくAction（処置・改善）を行うとともに、公表した結果に対する県民意見を反映することとする。

なお、公表にあたっては、県が運営管理する「くまもとデータ連携基盤」（データプラットフォーム）を活用し、取得データや分析結果及び交通データや環境データ等の他分野情報との関連性を随時オープンデータ化することで、多様な主体の都市づくりにも寄与する取組みを推進する。



[マネジメントサイクルの進行管理イメージ]

4. 今後の予定

令和5～7年度

